



接続約款変更認可申請書

西設相制第116号
平成26年1月21日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成26年4月1日より実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>(略) ア～オ (略)</p> <p>カ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2 第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2 第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2 第2欄イ③欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2 第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2 第2欄イ①欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2 第2欄イ②欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>キ～ソ (略)</p> <p>タ 2 (料金額) 2-1-1-1 第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2 第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、2-1-1-1 第6欄イ(7)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を、2-1-1-1 第6欄イ(イ)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とし、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2 第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1 第6欄イ③欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2 第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1 第6欄イ①欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1 第6欄イ②欄に規定する基本料を適用します。</p>

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>(略) ア～オ (略)</p> <p>カ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2 第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2 第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2 第2欄イ(7)欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2 第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2 第2欄イ(7)欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2 第2欄イ(イ)欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>キ～ソ (略)</p> <p>タ 2 (料金額) 2-1-1-1 第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2 第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2 第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1 第6欄イ(7)欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2 第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1 第6欄イ(7)欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1 第6欄イ(イ)欄に規定する基本料を適用します。</p>

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

				月額		
区 分		単位	料金額	備考		
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	(略)	
		ウ 1 芯 式 の もの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7)①欄に規定する料金額	—
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7)②欄に規定する料金額	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7)③欄に規定する料金額	

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

				月額			
区 分		単位	料金額	備考			
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	(略)		
		ウ 1 芯 式 の もの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	—
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額	
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額	
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額		
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額		
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額		

		エ 2 芯 式 の もの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	6,130円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	6,130円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1回線ごとに	6,314円	
(4)～(4)-2 (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限りま	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	5,532円		
	す。)	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,532円		

		エ 2 芯 式 の もの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,108円	
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,062円	
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,052円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,108円	
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,062円	
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,052円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,291円	
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,244円	
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,234円	
(4)～(4)-2 (略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限りま	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	5,882円			
	す。)	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,882円			

(6) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－3欄で接続する場合）	ア 光信号 端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール（光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。）においてフィルタ（保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	3,065円
			② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	3,065円
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	3,157円
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	3,065円	

(6) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－3欄で接続する場合）	ア 光信号 端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール（光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。）においてフィルタ（保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,026円
			② 保守の区別がタイプ1－2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,026円
		③ ①②以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,146円	
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
			C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,117円	
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,026円

			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,065円	
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	3,157円	
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,882円		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,882円		

			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,026円	
			③ ①②以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,146円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,117円	
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,847円			
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,812円			
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,777円			
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,847円			
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,812円			
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,777円			

			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,965円
		(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,873円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,873円
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,956円
(7) (略)	(略)			(略)	(略)

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,929円
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,892円
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,857円
(7) (略)	(略)			(略)	(略)

(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5－2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,152円
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,538円
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,084円
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,630円
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,134円
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,680円
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,226円
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,772円
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,276円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,822円
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,368円
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,914円
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,418円
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,964円		

(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5－2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,359円
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,799円
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,339円
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,879円
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,419円
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,959円
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,499円
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,039円
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,579円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,164円
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,704円
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,244円
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,784円
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,324円		

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備考	
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主 端末回線 (光局外 スプリッタを含む ものに限ります。) により1 芯にて伝送を行う 機能	ア 分岐 できる光 信号分岐 端末回線 の数が8を 限度とする もの	(7) 保守 の区別が タイプ1- 1のもの	① 平成25年 4月1日から平成26年 3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,378円 接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。	
					1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄 に規定する料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				② 平成26年 4月1日から平成27年 3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1- 1-1第6欄イ (7)①欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1- 1-1第6欄イ (7)①欄に規定す る料金額に、964 円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる964円のうち、938円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。	

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備考
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主 端末回線 (光局外スプリッタを含むもの に限ります。) により1 芯にて伝送を行う 機能	ア 保守 の区別が タイプ1- 1のもの	(7) 平成26 年4月1日 から平成27 年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,349円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄 に規定する料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄 に規定する料金額に、964円を加 算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる964円のうち、938円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
			(イ) 平成27 年4月1日 から平成28 年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄 に規定する料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄 に規定する料金額に、518円を加 算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる518円のうち、504円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。

	③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,378円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

	(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,349円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
1回線ごとに		2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

			③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成27年4月1 日以降に適用す る2-1-1- 1第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額に、518円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる518円のうち、504円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。			(ウ) 平成28 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)③欄 に規定する料金 額に、511円を加 算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる511円のうち、498円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
--	--	--	----------------------------------	------------	--	--	--	--	------------------------------------	------------	--	--

		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,446円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
			② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		ウ アイ以外のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,416円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数 が4を限度とするもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,370円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
					1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,370円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,439円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、986円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる986円のうち、959円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる531円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

区分			単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料			(略)	(略)	(略)
イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	1回線ごとに	(イ)欄に規定する料金額		
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	1回線ごとに		155円	
	ウ 2芯式のもの	1回線ごとに		310円	

2-1-1-2 加算料

区分			単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料			(略)	(略)	(略)	
イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額		
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額		
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額		
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		152円	
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		161円	
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		152円	
	ウ 2芯式のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		304円	
		(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		322円	
		(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		304円	

(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	291 円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	291 円
			③ ①②以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	300 円
	(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	301 円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	301 円
			C AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	310 円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	297 円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	297 円
			C AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	306 円

(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	303 円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	303 円
			③ ①②以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	312 円
	(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	306 円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	306 円
			C AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	315 円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	303 円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	303 円
			C AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	312 円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2,882円	—
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2,882円	

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,847円	—	
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,812円		
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,777円		
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに		2,847円
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに		2,812円
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに		2,777円

			③ ①②以外のもの	1 光信号主端 末回線ごとに	2,965円	
	(イ) 光信号 多重分離 機能イ欄 と組み合 わせて利 用するも の	① 保守の区別がタイプ 1-1のもの	1 光信号主端 末回線ごとに	2,873円		—
		② 保守の区別がタイプ 1-2のもの	1 光信号主端 末回線ごとに	2,873円		—
		③ ①②以外のもの	1 光信号主端 末回線ごとに	2,956円		—
(3) 2-1 -1-1 第2欄工 欄に規定 する機能 に係る加 算料	ア 固定無線基地局伝 送路の追加に係る加 算料	(ア) 保守の区別がタイプ 1-1のもの	1 固定無線基 地局伝送路ご とに	12,479円		—
		(イ) 保守の区別がタイプ 1-2のもの	1 固定無線基 地局伝送路ご とに	12,479円		—
	イ (略)		(略)	(略)		

		(ウ) (ア)以 外の もの	① 平成26年4 月1日から 平成27年3 月31日まで 適用する料 金	1 光信号主端 末回線ごとに	2,929円	
			② 平成27年4 月1日から 平成28年3 月31日まで 適用する料 金	1 光信号主端 末回線ごとに	2,892円	
			③ 平成28年4 月1日以降 に適用する 料金	1 光信号主端 末回線ごとに	2,857円	
(3) 2-1 -1-1 第2欄工 欄に規定 する機能 に係る加 算料	ア 削除					—
	イ (略)			(略)	(略)	

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分				単 位	料金額	備考	
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,378円 接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
				② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,349円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,378円	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。							
接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。							
		② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに		平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

				(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,349円	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。							
接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。							
		(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに		2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

				1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年4月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) (イ)以外のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,446円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		ウ アイ以外のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,416円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				イ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせるもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに
					1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(1)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

					(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
					(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) ①欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
					1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) ①欄に規定す る料金額に、 958円を加算し た料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる958円 のうち、932円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
				③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成27年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(イ)①欄に 規定する料金 額に、517円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる517円 のうち、503円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
			(イ) 保 守の区別 がタイプ 1-2の もの	① 平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2,370円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
					1 光信 号主端 末回線 ごとに	2-1-1- 2第2欄イ(イ) ②欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。

				② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) ②欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
					1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) ②欄に規定す る料金額に、 958円を加算し た料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる958円 のうち、932円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
				③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成27年4月 1日以降に適 用する2-1 -1-2第2 欄イ(イ)②欄に 規定する料金 額に、517円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる517円 のうち、503円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
			(ウ) (7)(イ)以 外のもの	① 平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2,439円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
					1 光信 号主端 末回線 ごとに	2-1-1- 2第2欄イ(イ) ③欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。

				② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) ③欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
					1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) ③欄に規定す る料金額に、 986円を加算し た料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる986円 のうち、959円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
				③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成27年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(イ)③欄に 規定する料金 額に、531円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる531円 のうち、517円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

別表4 違約金

第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.40%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

別表4 違約金

第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.32%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

(網使用料の算定に係る措置)

2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能について、この改正規定実施前に適用した網使用料（接続料規則第 8 条第 2 項ただし書きの規定に基づき算定した部分であって、端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 9 欄のうち、当社の通信用建物に設置された光信号電気信号変換装置に係る部分及び回線管理機能に係る部分を除きます。以下この附則において同じとします。）の原価の実績値（平成 25 年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、この改正規定実施以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。

3 当社は、この改正規定に係る平成 25 年度における網使用料の原価の実績値と収入の実績値の差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（平成 25 年度に係るものに限ります。）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えて平成 27 年度の網使用料を変更する措置を講じるものとします。

4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。

5 当社は、前 2 項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

(経過措置)

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 6 欄イ(イ)欄、2-1-1-1 の 2 イ欄、2-1-1-2 第 2 欄イ(イ)欄及び第 3 欄ア欄並びに 2-1-1-2 の 2 イ欄に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金表を適用します。

(1) 適用

区 分	内 容
ア 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>(ア) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄及び附則(平成26年●月●日西設相制第115号)第4項(以下この項において「附則第4項」といいます。)(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能については、それらの料金額に、(2)端末回線伝送機能イ(ア)①欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線伝送機能イ(ア)①C欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線伝送機能イ(ア)①A欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線伝送機能イ(ア)①B欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>(イ) 光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、その設置の態様に応じて、(2)端末回線伝送機能ア(ア)欄に掲げる料金額に料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-2第4欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額(ア欄と同時に適用する場合に限ります。)を加えた額を適用します。ただし、2の光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2-1-1-2第4欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>(ウ) 附則第4項(1)網使用料イ(ア)②欄に規定する機能については、(2)端末回線伝送機能イ(イ)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の固定無線基地局伝送路収容装置に収容できる固定無線基地局伝送路の数は3をを限度とします。</p>

	<p>(エ) (2) 端末回線伝送機能ア(7)欄に規定する機能については、(2) 端末回線伝送機能ア(7)欄に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とし、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について(2) 端末回線伝送機能ア(7)③欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について(2) 端末回線伝送機能ア(7)①欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について(2) 端末回線伝送機能ア(7)②欄に規定する基本料を適用します。</p> <p>(オ) 第34条の13(複数段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第1項の規定に基づき、複数段階料金を適用する間においては、(7)の規定にかかわらず、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄及び附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能については、それらに掲げる料金額に、(2) 端末回線伝送機能イ(7)②欄に掲げる料金額及び2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>(カ) 第34条の13第1項の規定に基づき、複数段階料金を適用する間においては、(2) 端末回線伝送機能ア(イ)欄に規定する機能については、(2) 端末回線伝送機能ア(イ)欄に掲げる料金額に、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>(キ) 協定事業者が、複数段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して3年が経過した後も当該回線との接続を継続する場合は、当該回線について(2) 端末回線伝送機能ア(7)欄又はイ(7)①欄に規定する料金額を適用します。</p>
<p>イ 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ</p>	<p>料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に掲げる料金額に(2) 端末回線伝送機能イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、附則第4項(1)網使用料エ欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、(1) 網使用料エ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は8を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とします。</p>

(2) 端末回線伝送機能

ア 基本料

月額

		区 分	単 位	料金額	備 考		
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主 端末回線 (光局外 スプリッ タを含む ものであ って、分 岐できる 光信号分 岐端末回 線の数が 4を限度 とするも のに限り ます。)に より1 芯にて伝 送を行う 機能	(7) (イ) 以外 の場 合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	2,850円	
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	2,815円		
			C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	2,780円		
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	2,850円	
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	2,815円		
			C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	2,780円		
		③ ①②以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	2,932円		
		B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	2,895円			
		C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	2,860円			

		(イ) 複数年段階料金を適用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,351円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
					第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①C欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,351円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円のみ消費税相当額を加算するものとします。
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円のみ消費税相当額を加算するものとします。
			C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②C欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円のみ消費税相当額を加算するものとします。

		③ ①② 以外の もの	A 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,419円	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。
				1回線ご とに	第2欄ア (7)③A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します
				1回線ご とに	第2欄ア (7)③A欄 に規定す る料金額 に、986 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる986円 のうち、959円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
			B 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	第2欄ア (7)③B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
				1回線ご とに	第2欄ア (7)③B欄 に規定す る料金額 に、531 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる531円 のうち、517円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
			C 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	第2欄ア (7)③C欄 に規定す る料金額 に、527 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる527円 のうち、513円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

イ 加算料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考		
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。)に係る加算料	①	A	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	2,850円		
			②以外の場合	タイブ1-1のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと		2,815円
				の	平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと		2,780円
					B	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金		1回線ごと
			の	タイブ1-2のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと		2,815円
				の	平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと		2,780円
		C			平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごと		2,932円
		AB以外のもの	の	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	2,895円		
				の	平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと		2,860円

		② 複数 年段 階料 金を 適用 する 場合	A 保 守 の 区 別 が タイ プ1 -1 の も の	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,351円	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成26年 4月1日 から平成 27年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。	
				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成26年 4月1日 から平成 27年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、958 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる958円 のうち、932円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。	
				平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。

					1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる517円 のうち、503円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
				平成28年4月1 日以降に適用す る料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 以降に適 用する第 2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、512 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる512円 のうち、499円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
			B 保守 の区 別が タイ プ1 -2 のも の	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,351円	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。
					1 光信号 主端末回 線ごとに	平成26年 4月1日 から平成 27年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。

					1 光信号 主端末回 線ごとに	平成26年 4月1日 から平成 27年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額 に、958 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる958円 のうち、932円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
				平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
					1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる517円 のうち、503円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

				平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			C AB以外のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,419円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
					1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、986円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる986円のうち、959円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる531円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

<u>(イ)</u> <u>附則第4</u> <u>項(1)</u> <u>網使用料</u> <u>イ(ア)②</u> <u>欄に規定</u> <u>する機能</u> <u>に係る加</u> <u>算料</u>	<u>固定無線基地局</u> <u>伝送路の追加に</u> <u>係る加算料</u>	<u>① 保守の区別がタイ</u> <u>プ1-1のもの</u>	<u>1 固定無</u> <u>線基地局</u> <u>伝送路ご</u> <u>とに</u>	<u>7,836円</u>	
		<u>② 保守の区別がタイ</u> <u>プ1-2のもの</u>	<u>1 固定無</u> <u>線基地局</u> <u>伝送路ご</u> <u>とに</u>	<u>7,836円</u>	

網使用料算定根拠

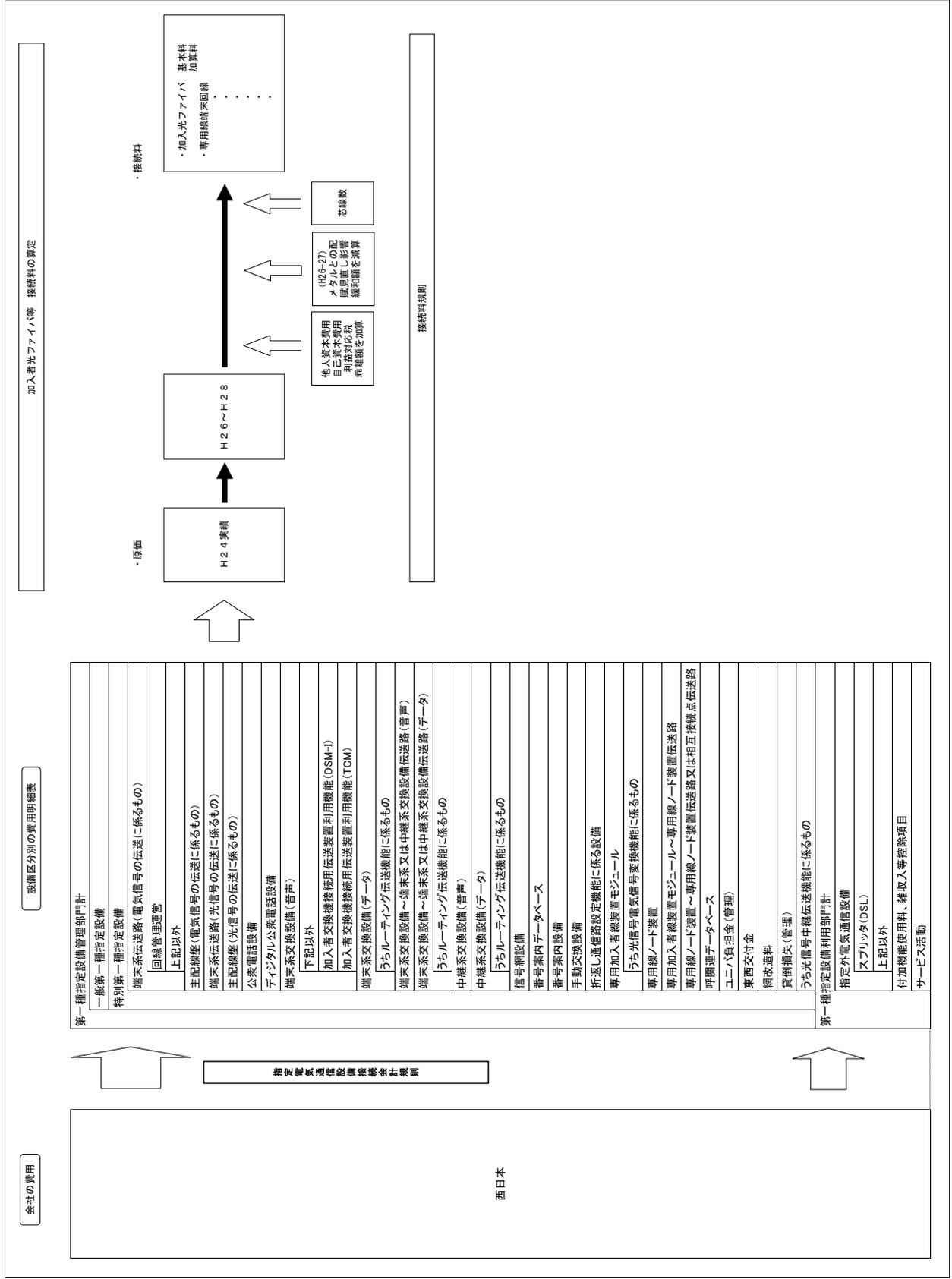
加入者光ファイバ

<西日本>

目 次

I. 算定手順	2
II. 原価の算定及び料金の設定	3
1. 端末回線伝送機能	3
III. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定	23
IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定	24
V. 資本構成比率の算定	25
VI. 他人資本利子率の算定	26
VII. 自己資本利益率の算定	27
VIII. 利益対応税率の算定	28
IX. 料金設定に使用した回線数	30
X. 料金設定に使用した保守換算係数	33
X I. 料金設定に使用した貸倒率	35
(別紙)	
1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表	36
2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表	37
3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表	38
4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表	39
(参考)	
1. 設備区別の費用明細表	40
2. 設備区別固定資産明細表	41
3. 設備区別の費用明細表（端末系伝送路の内訳）	43
4. 設備区別固定資産明細表（端末系伝送路の内訳）	44
(別添)	
1. 光信号端末回線伝送機能予測原価総括表（加入者回線）	45
2. 光信号端末回線伝送機能予測原価総括表（主配線盤）	50
3. 光信号主端末回線伝送機能予測原価総括表（加入者回線）	54

I. 算定手順



II. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

1-1. 光信号端末回線および光信号主端末回線

ア: 1芯あたりコスト

・光信号端末回線

(1)原価の算定

(単位:百万円)

区分	指定設備管理部門						指定設備利用部門			①+③		備考
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)			主配線盤 (光信号の伝送に係るもの)			付加機能使用料、雑収入控除項目			①+③		
	右記以外	① 分岐引込線	② 局外スリット	④ タイ1-2.21に係る 営業時間外追加 コスト	⑤ タイ1-2.21に係る 営業時間外追加 コスト	⑥ 引込線工事料 (分岐引込線以外)	⑦ 左記以外	⑧ タイ1-2.21に係る 営業時間外追加 コスト				
①指定設備管理運営費	122,750	95,640	25,616	1,494	2,903	2,895	235,017	4,289	230,728	99,929	99,409	(参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3,958	3,900	7	52	62	62	142	1	141	3,901	3,900	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	9,135	9,000	15	119	142	142	328	2	326	9,003	9,002	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	5,695	5,611	9	74	89	89	204	1	203	5,613	5,612	⑬自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	141,538	114,151	25,647	1,739	3,196	3,188	235,691	4,293	231,398	118,446	117,923	①+②+③+④
⑥正味固定資産	637,484	629,135	0	8,350	9,913	9,913	0	0	0	629,135	629,135	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,084	1,070	0	14	17	17	0	0	0	1,070	1,070	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,227	5,159	0	68	81	81	0	0	0	5,159	5,159	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	5,382	4,262	1,070	51	91	90	23,314	177	23,138	4,438	4,373	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	649,177	639,626	1,070	8,483	10,102	10,101	23,314	177	23,138	639,802	639,737	⑤+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	47,192	46,498	78	617	734	734	1,695	13	1,682	46,510	46,506	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	14,025	12,053	1,882	89	152	152	5,543	0	5,543	12,053	12,053	
⑬減価償却費	64,778	48,749	15,038	990	2,014	2,014	41,003	1,638	39,365	50,387	50,387	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	889	744	137	8	9	9	1,957	1,238	719	1,982	1,982	

(2)1芯あたりコストの算定

A. 施設設置負担金の適用のないサービスにおける加算料相当コストの算定

区分	H24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①施設設置負担金の額(円/回線)	51,000	51,000	51,000	51,000	
②平均償却年数(年)	17.5	17.5	17.5	17.5	圧縮記憶対象設備の平均償却期間(平成24年度実績)
③年間減価償却費(円)	2,914	2,914	2,914	2,914	①÷②
④他人資本費用(円)	155	155	155	155	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
⑤自己資本費用(円)	359	359	359	359	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
⑥利益対応税(円)	224	224	202	202	⑤自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑦加算料(円/回線・年)	3,652	3,652	3,630	3,630	③+④+⑤+⑥
⑧加算料(円/回線・月)	304	304	303	303	⑦÷12ヶ月
⑨加算料(円/芯・月)	152	152	152	152	⑧÷2
⑩施設設置負担金の適用のないサービスの芯線数(千芯)	2,624	3,095	3,279	3,454	D. 料金設定に使用した回線数(施設設置負担金の適用のないサービスの回線数(光サービス)より)
⑪加算料相当コスト(百万円)	4,787	5,645	5,981	6,300	⑨×⑩×12ヶ月
⑫レートベース(円/回線)	25,500	25,500	25,500	25,500	①×0.5(レートベース残高率)
⑬有利子負債以外の負債の額(円)	1,854	1,854	1,854	1,854	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

B. 1芯あたりコストの算定

i 基本料

a. 加入者回線

区分	金額等				備考
	H24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
①原価(百万円)	117,923	127,190	128,375	129,870	(1)の⑤(①+③(タイ1-2.21に係る営業時間外追加コスト以外)) / 平成26~28年は(別添1)より
②加算料相当コスト(百万円)	4,787	5,645	5,981	6,300	Aの⑪ / 平成26~28年は(別添1)より
③芯線数(千芯)	2,654	3,119	3,301	3,474	D. 料金設定に使用した回線数より / 平成26~28年は(別添1)より
④1芯あたりコスト(円/芯・月)	3,552	3,247	3,090	2,964	(①-②)÷③÷12ヶ月

b. 主配線盤

区分	金額等				備考
	H24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
①原価(百万円)	3,188	3,054	2,779	2,567	(1)の⑤(主配線盤(タイ1-2.21に係る営業時間外追加コスト以外)) / 平成26~28年は(別添2)より
②芯線数(千芯)	2,656	3,121	3,303	3,476	D. 料金設定に使用した回線数より / 平成26~28年は(別添2)より
③1芯あたりコスト(円/芯・月)	100	82	70	62	①÷②÷12ヶ月

c. 合計

(単位:円/芯・月)

区分	金額等				備考
	H24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
①1芯あたりコスト	3,652	3,329	3,160	3,026	aの④+bの③

ii 加算料

(単位:円/芯・月)

区分	金額等				備考
	H24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
①1芯あたりコスト	152	152	152	152	Aの⑨

(1)原価の算定

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				備考
	右記以外	右記以外	右記以外	右記以外	
①指定設備管理運営費	122,750	83,057	82,619	38,199	1,494 (参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3,958	3,897	3,896	10	52 ⑩レートの \times 他人資本比率 \times 他人資本利率
③自己資本費用	9,135	8,993	8,992	22	119 ⑩レートの \times 自己資本比率 \times 自己資本利率
④利益対応税	5,695	5,606	5,606	14	74 ③自己資本費用 $+$ (①有利子負債以外の負債の額 \times 利子相当率) \times 利益対応税率
⑤合計	141,538	101,553	101,113	38,245	1,739 ① $+$ ② $+$ ③ $+$ ④
⑥正味固定資産	637,484	629,135	629,135	0	8,350 (参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,084	1,070	1,070	0	14 ⑥正味固定資産 \times 投資等比率
⑧貯蔵品	5,227	5,159	5,159	0	68 ⑥正味固定資産 \times 貯蔵品比率
⑨運転資本	5,382	3,736	3,681	1,596	51 ①設備管理運営費 $-$ (⑩租税公課 $+$ ⑬減価償却費 $+$ ⑭固定資産除却損) \times 45.625日 \div 365日
⑩レートベース	649,177	639,100	639,045	1,596	8,483 ⑥ $+$ ⑦ $+$ ⑧ $+$ ⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	47,192	46,459	46,455	116	617 ⑩レートの \times 他人資本比率 \times 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	14,025	11,129	11,129	2,806	89
⑬減価償却費	64,778	41,363	41,363	22,425	990 (参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	889	677	677	204	8

(2)1芯あたりコストの算定

i 基本料

a. 加入者回線

区分	金額等				備考
	平成24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
①原価(百万円)	101,113	108,671	109,452	110,615	(1)の⑤(右記以外(④①-1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外)) / 平成26~28年は(別添3)より
②加算料相当コスト(百万円)	4,094	4,828	5,115	5,347	(別添3)より
③芯線数(千芯)	2,654	3,119	3,301	3,474	Ⅹ. 料金設定に使用した回線数より / 平成26~28年は(別添3)より
④1芯あたりコスト(円/芯・月)	3,046	2,774	2,634	2,525	(①-②) \div ③ \div 12ヶ月

b. 主配線盤

区分	金額等				備考
	平成26年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
①原価(百万円)	3,188	3,054	2,779	2,567	光信号端末回線の(1)の⑤(主配線盤(④①-1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外)) / 平成26~28年は(別添2)より
②芯線数(千芯)	2,656	3,121	3,303	3,476	Ⅹ. 料金設定に使用した回線数より / 平成26~28年は(別添2)より
③1芯あたりコスト(円/芯・月)	100	82	70	62	① \div ② \div 12ヶ月

ii 加算料

区分	金額等				備考
	平成24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
①加算料(円/芯・月)	152	152	152	152	光信号端末回線のBのiiの①
②光信号端末回線コストに占める光信号主端末回線コストの割合	85.74%	85.44%	85.26%	85.17%	iのaの① \div 光信号端末回線のBのiのaの①
③加算料(主端末回線)(円/芯・月)	130	130	130	129	① \times ②

イ. 1芯あたり乖離額単価

(1) 当期網使用料に係る実績原価

a. 平成24年度

(単位:百万円)

区 分	指定設備管理部門						備考	
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				主配線盤			
	右記以外	タイプ-2、2iに係る営業時間外追加コスト以外	主線末回線に係る引込線	局外スプリッタ	(光信号の伝送に係るもの)			
①指定設備管理運営費	122,750	87,839	87,383	33,418	1,494	2,903	2,895	(参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3,958	3,898	3,897	9	52	62	62	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	9,135	8,996	8,995	20	119	142	142	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	5,695	5,608	5,608	12	74	89	89	(③自己資本費用+(⑩)有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	141,538	106,341	105,883	33,459	1,739	3,196	3,188	①+②+③+④

⑥正味固定資産	637,484	629,135	629,135	0	8,350	9,913	9,913	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,084	1,070	1,070	0	14	17	17	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,227	5,159	5,159	0	68	81	81	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	5,382	3,936	3,879	1,396	51	91	90	(①設備管理運営費-(⑫)租税公課+(⑬)減価償却費+(⑭)固定資産除却損)×45.625日÷365日
⑩レートベース	649,177	639,300	639,243	1,396	8,483	10,102	10,101	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	47,192	46,474	46,470	101	617	734	734	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	14,025	11,480	11,480	2,455	89	152	152	
⑬減価償却費	64,778	44,170	44,170	19,618	990	2,014	2,014	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	889	703	703	178	8	9	9	

b. 平成25年度

(単位:百万円)

区 分	指定設備管理部門					備考
	光信号端末回線			主配線盤		
	タイプ-2、2iに係る営業時間外追加コスト以外	引込線(分岐引込線以外)	引込線工事料(分岐引込線以外)	左記以外	(光信号の伝送に係るもの)	
①指定設備管理運営費	105,541	7,842	4,553	93,146	2,939	(別添1)(別添2)より
②他人資本費用	4,056	2	1	4,053	62	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	9,360	5	3	9,353	144	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	5,835	3	2	5,831	90	(③自己資本費用+(⑩)有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	124,792	7,852	4,559	112,383	3,235	①+②+③+④

⑥正味固定資産	653,889	0	0	653,889	10,033	(別添1)(別添2)より
⑦投資等	1,112	0	0	1,112	17	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,362	0	0	5,362	82	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,829	326	191	4,312	94	(①設備管理運営費-(⑫)租税公課+(⑬)減価償却費+(⑭)固定資産除却損)×45.625日÷365日
⑩レートベース	665,192	326	191	664,675	10,226	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	48,356	24	14	48,319	743	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	13,095	577	0	12,518	154	
⑬減価償却費	51,657	4,613	1,679	45,365	2,024	(別添1)(別添2)より
⑭固定資産除却損	2,154	42	1,345	767	9	

c. 当期網使用料に係る実績原価

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①加入者回線	105,883	112,383	平成24年度:aの⑤(端末系伝送路・右記以外(ﾀｲﾌﾟ1-2.2)に係る営業時間外追加ｺｽﾄ以外)) 平成25年度:bの⑤(光信号端末回線(ﾀｲﾌﾟ1-2.2)に係る営業時間外追加ｺｽﾄ以外)・左記以外)
②主配線盤	3,188	3,235	平成24年度:aの⑤(主配線盤(ﾀｲﾌﾟ1-2.2)に係る営業時間外追加ｺｽﾄ以外)) 平成25年度:bの⑤(主配線盤(ﾀｲﾌﾟ1-2.2)に係る営業時間外追加ｺｽﾄ以外))
③合計	109,071	115,618	①+②

d. 平成24年度適用接続料に加工した乖離額

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①加入者回線	15,074	▲ 5,923	平成24年度:平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠のイの(5)のaの①+平成24年度適用網使用料算定根拠のイの(5)のbの①より 平成25年度:平成25年度適用網使用料算定根拠のイの(4)のcの①より
②主配線盤	1,615	▲ 29	平成24年度:平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠のイの(5)のaの②+平成24年度適用網使用料算定根拠のイの(5)のbの②より 平成25年度:平成25年度適用網使用料算定根拠のイの(4)のcの②より
③合計	16,689	▲ 5,952	①+②

e. 原価

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①加入者回線	120,957	106,460	cの①+dの①
②主配線盤	4,803	3,206	cの②+dの②
③合計	125,760	109,666	①+②

(2) 当期網使用料に係る平成24～25年度の収入額

a. 稼働芯線数

(単位:千芯)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①光信号端末回線	883	980	実績芯線数(平成25年度は見込み)
②負担金なし	853	954	
③負担金あり	30	26	
④光信号主端末回線	1,771	1,915	
⑤加入者回線	2,654	2,895	
⑥主配線盤	2,656	2,897	

b. 収入額の算定

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①光信号端末回線	44,441	36,725	②+③
②負担金なし	42,989	35,798	平成24年度:aの②×4,201円×12ヶ月 平成25年度:aの②×3,127円×12ヶ月
③負担金あり	1,452	927	平成24年度:aの③×4,024円×12ヶ月 平成25年度:aの③×2,972円×12ヶ月
④光信号主端末回線	76,591	61,954	平成24年度:aの④×3,603円×12ヶ月 平成25年度:aの④×2,696円×12ヶ月
⑤加入者回線	121,032	98,679	①+④
⑥主配線盤	4,973	3,233	平成24年度:aの⑥×156円×12ヶ月 平成25年度:aの⑥×93円×12ヶ月
⑦合計	126,005	101,912	⑤+⑥

(3) 乖離額の算定

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①加入者回線	▲75.0	7,781.0	(1)のeの①-(2)のbの⑤
②主配線盤	▲170.0	▲27.0	(1)のeの②-(2)のbの⑥
③合計	▲245.0	7,754.0	①+②

(4) 乖離額(加入者回線)の設備別分計

a. 原価の内訳

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①加入者回線	105,883	112,383	(1)のcの①
②光信号主端末回線	101,113	106,915	平成24年度は実績 平成25年度は(別添3)より
③光信号端末回線に係る引込線	4,770	5,468	①-②
④原価に占める光信号端末回線に係る引込線比率	4.50%	4.87%	③÷①

b. 光信号端末回線原価の内訳

(単位:千芯)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①光信号端末回線	117,923	124,792	平成24年度は実績 平成25年度は(別添1)より
②下記以外	113,136	119,559	①-③
③加算料相当コスト	4,787	5,233	平成24年度は実績 平成25年度は(別添1)より
④原価に占める加算料相当コスト比率	4.06%	4.19%	③÷①

c. 乖離額の内訳

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①加入者回線	▲75.0	7,781.0	(3)の①
②光信号主端末回線	▲72.0	7,402.0	①-⑤
③下記以外	▲69.0	7,092.0	②-④
④加算料相当コスト	▲3.0	310.0	②×bの④
⑤光信号端末回線に係る引込線相当	▲3.0	379.0	①×aの④
⑥下記以外	▲3.0	363.0	⑤-⑦
⑦加算料相当コスト	0.0	16.0	⑤×bの④
⑧主配線盤	▲170.0	▲27.0	(3)の②
⑨合計	▲245.0	7,754.0	①+⑧

(5) 季離額単金の算定

a. 稼働芯線数

(単位:千芯)

区分	平成26年度	平成27年度	備考
①光信号端末回線	1,075	1,158	(別添1)より
②加入者回線に占める割合	34.47%	35.08%	
③負担金なし	1,051	1,136	
④負担金あり	24	22	
⑤光信号主端末回線	2,044	2,143	
⑥加入者回線に占める割合	65.53%	64.92%	
⑦加入者回線	3,119	3,301	
⑧主配線盤	3,121	3,303	(別添2)より

b. 設備毎に分計

(単位:百万円)

区分	平成26年度	平成27年度	備考
①光信号端末回線	▲28.0	2,976.0	②+③
②端末回線	▲27.0	2,851.0	(4)のcの③×aの②+(4)のcの⑥
③加算料	▲1.0	125.0	(4)のcの④×aの②+(4)のcの⑦
④光信号主端末回線	▲47.0	4,805.0	⑤+⑥
⑤端末回線	▲45.0	4,604.0	(4)のcの③×aの⑥
⑥加算料	▲2.0	201.0	(4)のcの④×aの⑥
⑦主配線盤	▲170.0	▲27.0	(4)のcの⑧
⑧合計	▲245.0	7,754.0	①+④+⑦

c. 1芯あたり季離額単金

(単位:円/芯・月)

区分	平成26年度	平成27年度	備考
①光信号端末回線	▲2	214	②+③
②下記以外	▲2	205	bの②÷aの①÷12ヶ月
③加算料相当コスト	0	9	bの③÷aの③÷12ヶ月
④光信号主端末回線	▲2	187	⑤+⑥
⑤下記以外	▲2	179	bの⑤÷aの⑤÷12ヶ月
⑥加算料相当コスト	0	8	bの⑥÷aの⑤÷12ヶ月
⑦主配線盤	▲5	▲1	bの⑦÷aの⑧÷12ヶ月

ウ. 1芯あたり原価の算定

a. 加入者回線(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①端末回線	3,329	3,160	3,026	アの光信号端末回線の(2)のBのiのcの①
②乖離額	▲7	204	-	イの(5)のcの②+イの(5)のcの⑦
③1芯あたり原価計	3,322	3,364	3,026	①+②

b. 加算料(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①加算料	152	152	152	アの光信号端末回線の(2)のBのiiの①
②乖離額	0	9	-	イの(5)のcの③
③1芯あたり原価計	152	161	152	①+②

c. 主配線盤

(単位:円/芯・月)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①主配線盤	82	70	62	アの光信号端末回線の(2)のBのiのbの③
②乖離額	▲5	▲1	-	イの(5)のcの⑦
③1芯あたり原価計	77	69	62	①+②

d. 加入者回線(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①端末回線	2,856	2,704	2,587	アの光信号主端末回線の(2)のiのaの④+アの光信号主端末回線の(2)のiのbの③
②乖離額	▲7	178	-	イの(5)のcの⑤+イの(5)のcの⑦
③1芯あたり原価計	2,849	2,882	2,587	①+②

e. 加算料(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①加算料	130	130	129	アの光信号主端末回線の(2)のiiの③
②乖離額	0	8	-	イの(5)のcの⑥
③1芯あたり原価計	130	138	129	①+②

エ. メタル加入者回線との配賦見直し影響緩和額の算定(平成25年5月23日公表の「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書に基づき実施するもの)

a. 光信号端末回線

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①加入者回線(円/芯・月)	3,322	3,364	3,026	ウのaの③
②加算料(円/芯・月)	152	161	152	ウのbの③
③1芯あたり原価計(円/芯・月)	3,474	3,525	3,178	①+②
④平成25年度から平成28年度まで毎年同額の値下げとした場合の1芯あたり原価計(円/芯・月)	3,206	3,192	3,178	・平成26年度:3,220円+(③の平成28年度-3,220円)/3 ・平成27年度:平成26年度+(③の平成28年度-3,220円)/3 ・平成28年度:③の平成28年度
⑤配賦見直し影響緩和額(円/芯・月)	268	333	-	③-④
⑥芯線数(千芯)	1,075	1,158	-	イの(5)のaの①
⑦メタルへ付け替える配賦見直し影響緩和額計(百万円)	3,457	4,627	-	⑤×⑥×12ヶ月
⑧配賦見直し影響緩和後の加入者回線(円/芯・月)	3,054	3,031	3,026	①-⑤

b. 光信号主端末回線

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①加入者回線(円/芯・月)	2,849	2,882	2,587	ウのdの③
②加算料(円/芯・月)	130	138	129	ウのeの③
③局外スプリッタ(8分岐のもの)	61	61	61	1-2の(1)のFの(e)の④
④1芯あたり原価計(円/芯・月)	3,040	3,081	2,777	①+②+③
⑤平成25年度から平成28年度まで毎年同額の値下げとした場合の1芯あたり原価計(円/芯・月)	2,847	2,812	2,777	・平成26年度:2,882円+(④の平成28年度-2,882円)/3 ・平成27年度:平成26年度+(④の平成28年度-2,882円)/3 ・平成28年度:④の平成28年度
⑥配賦見直し影響緩和額(円/芯・月)	193	269	-	④-⑤
⑦芯線数(千芯)	2,044	2,143	-	イの(5)のaの⑤
⑧メタルへ付け替える配賦見直し影響緩和額計(百万円)	4,734	6,918	-	⑥×⑦×12ヶ月
⑨配賦見直し影響緩和後の加入者回線(円/芯・月)	2,656	2,613	2,587	①-⑥

c. メタル加入者回線へ付け替える配賦見直し影響緩和額

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
メタルへの付け替え額(百万円)	8,191	11,545	-	aの⑦+bの⑧

1-2. 光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能（加入ファイバを利用するもの）

(1) 原価の算定

A. 設備区別の費用

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)							備考
	メタル加入者回線			(再掲) 試験受付	(再掲) 上部区間	(再掲) 土木設備	(再掲) 下部区間	
		(再掲) メタル設備 のみを用いる 加入者回線						
①指定設備管理運営費	275,991	240,509	226,351	6,297	68,740	35,943	157,611	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
②他人資本費用	5,284	5,125	4,803	7	2,553	1,982	2,250	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	12,196	11,829	11,085	17	5,891	4,574	5,194	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	7,603	7,374	6,911	11	3,673	2,852	3,238	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	301,074	264,837	249,150	6,332	80,857	45,351	168,293	①+②+③+④

⑥正味固定資産	835,531	813,416	761,903	405	409,774	320,367	352,129	別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表 および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より(全体は参考4より)
⑦投資等	1,420	1,383	1,295	1	697	545	599	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,851	6,670	6,248	3	3,360	2,627	2,887	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	22,918	19,184	18,300	777	4,824	1,547	13,476	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	866,720	840,653	787,746	1,186	418,655	325,086	369,091	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	63,006	61,111	57,265	86	30,434	23,632	26,831	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	25,297	25,093	23,049	12	12,396	9,692	10,652	
⑬減価償却費	65,071	59,747	54,868	60	17,277	13,507	37,591	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
⑭固定資産除却損	2,282	2,194	2,035	10	474	371	1,560	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)							備考
	OCU			その他				
		光	メタル	(再掲) 加入者 収容装置 (ATMデータ 伝送)	(再掲) 固定無線 基地局伝送路	(再掲) 固定無線 宅内設備		
①指定設備管理運営費	2,499	466	2,033	392	349	13	24	参考3. 設備区別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
②他人資本費用	42	10	32	4	4	0	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	97	22	75	10	9	0	1	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	60	14	47	6	6	0	1	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	2,698	512	2,187	412	368	13	26	①+②+③+④

⑥正味固定資産	6,690	1,560	5,131	694	608	27	50	参考4. 設備区別の固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑦投資等	11	3	9	1	1	0	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	55	13	42	6	5	0	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	144	17	127	36	34	0	1	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	6,900	1,593	5,309	737	648	27	51	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	502	116	386	54	47	2	4	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	78	17	61	9	8	0	1	
⑬減価償却費	1,224	305	919	90	66	8	14	参考3. 設備区別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑭固定資産除却損	47	11	36	6	1	2	3	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				備考
	回線管理運営				
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ				
	DB管理および料金計算			(再掲) PHS 基地局回線	
①指定設備管理運営費	32,591	31,520	6,932	40	参考1. 設備区別の費用明細表より
②他人資本費用	112	111	11	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	259	255	25	0	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	161	159	16	0	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	33,123	32,045	6,984	40	①+②+③+④

⑥正味固定資産	14,730	14,565	948	6	参考2. 設備区別固定資産明細表より
⑦投資等	25	25	2	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	121	119	8	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	3,554	3,424	854	5	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	18,430	18,133	1,812	11	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	1,340	1,318	132	1	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	116	112	24	0	
⑬減価償却費	4,009	3,984	72	0	参考1. 設備区別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	35	35	1	0	

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)					料金請求	備考
	回線管理運営						
	電話等・ラインシェアリング・ドライカット・光ファイバ						
	DB管理および料金計算						
	相互接続回線	その他					
	ラインシェアリング	ドライカット	光ファイバ	DSLファイル連携に係る販売費用			
①指定設備管理運営費	799	960	1,036	61	21,731	1	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2	2	3	0	93	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	4	5	7	0	214	0	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	2	3	4	0	133	0	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	807	970	1,050	61	22,171	1	①+②+③+④
⑥正味固定資産	168	218	378	0	12,854	0	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	1	0	22	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	1	2	3	0	105	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	98	117	124	8	2,222	0	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	267	337	506	8	15,203	0	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	19	24	37	0	1,105	0	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	3	4	6	0	75	0	
⑬減価償却費	14	17	35	0	3,847	0	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	0	1	0	32	0	

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)		備考
	回線管理運営				その他	(再掲) メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤	
	ATMデータ伝送						
		端末回線伝送機能	データ伝送機能				
①指定設備管理運営費	151	58	93	920	6,906	6,797	参考1. 設備区分別の費用明細表および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より
②他人資本費用	0	0	0	2	184	182	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	1	0	0	4	425	419	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	1	0	0	2	265	261	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	153	58	93	928	7,780	7,659	①+②+③+④
⑥正味固定資産	22	9	13	143	29,331	28,928	参考2. 設備区分別固定資産明細表および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	0	0	50	49	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	0	0	0	1	241	237	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	19	7	12	112	581	578	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	41	16	25	256	30,203	29,792	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	3	1	2	19	2,196	2,166	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	0	0	0	3	491	485	
⑬減価償却費	2	1	1	24	1,634	1,550	参考1. 設備区分別の費用明細表および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	0	0	0	130	129	

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)			指定設備利用部門	備考
	(再掲) 局外スプリッタ(局外4分岐)			スプリッタ(DSL)	
	(再掲) 局外スプリッタ(局外8分岐)				
①指定設備管理運営費	122,750	207	1,287	425	参考1. 設備区分別の費用明細表および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
②他人資本費用	3,958	7	45	7	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	9,135	17	103	16	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	5,695	11	64	10	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	141,538	242	1,499	458	①+②+③+④
⑥正味固定資産	637,484	1,159	7,191	1,117	参考2. 設備区分別固定資産明細表および別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より
⑦投資等	1,084	2	12	2	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,227	10	59	9	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	5,382	7	44	28	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	649,177	1,178	7,306	1,156	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	47,192	86	531	84	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	14,025	12	77	17	
⑬減価償却費	64,778	137	853	186	参考1. 設備区分別の費用明細表および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
⑭固定資産除却損	889	1	7	2	

B. OCU

光設備を用いるOCU

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	512	(1)のAの⑤OCU
②ISDN回線数(回線)	13,377	Ⅹの1の(51)+Ⅹの1の(52)
③1回線あたり費用(円/回線(2芯式)・月)	3,190	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲28	平成24年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	13,377	Ⅹの1の(51)+Ⅹの1の(52)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,928	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のBの(e)の④に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	470	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	14	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	512	(a)の①
②調整額(百万円)	14	(d)の①
③合計(百万円)	526	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(2芯式)・月)	3,277	③÷(a)の②÷12ヶ月

C. ISM折返し接続機能(1.5Mb/s)局内伝送路

区分	金額等	備考
①設備管理運営費(円/回線・年)	27,835	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
②他人資本費用(円/回線・年)	751	
③自己資本費用(円/回線・年)	1,732	
④利益対応税(円/回線・年)	1,080	
⑤ケーブル設備計(円/回線・年)	31,398	①+②+③+④
⑥1回線あたり費用(円/回線・月)	2,617	⑤÷12ヶ月
⑦前々算定期間における調整額(円/回線・月)	▲295	平成24年度接続料金において加算した調整額
⑧前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,488	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のCの①に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
⑨調整額(円/回線・月)	▲166	((⑥+⑦)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率))-⑧
⑩1回線あたり費用(円/回線・月)	2,617	⑥
⑪1回線あたり原価(円/回線・月)	2,451	⑩+⑨

D. 加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	368	Aの⑤加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	12	平成24年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	690,716	Ⅹの1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	45	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のDの(e)の④に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	373	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	7	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	368	(a)の①
②調整額(百万円)	7	(d)の①
③合計(百万円)	375	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(64kb/s)・月)	45	③÷(c)の①÷12ヶ月

E. 回線管理運営費 (ATMデータ伝送・端末回線伝送機能にかかるもの)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	58	Aの⑤回線管理運営(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲13	平成24年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	14,505	IXの1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	223	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のEの(e)の④に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	39	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	6	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	58	a)の①
②調整額(百万円)	6	d)の①
③合計(百万円)	64	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	368	③÷(c)の①÷12ヶ月

F. 局外スプリッタ(局外8分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	1,499	Aの⑤局外スプリッタ(局外8分岐)
②回線数(回線)	1,569,020	IXの1の(106)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	80	①÷②×12ヶ月

(単位:百万円)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲205	平成24年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	1,569,020	IXの1の(106)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	87	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のFの(f)の④に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	1,638	①×②×12ヶ月

(単位:百万円)

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲344	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	1,499	a)の①
②調整額(百万円)	▲344	d)の①
③合計(百万円)	1,155	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	61	③÷(a)の②÷12ヶ月

G. 局外スプリッタ(局外4分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	242	Aの⑤局外スプリッタ(局外4分岐)
②回線数(回線)	203,250	IXの1の(102)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	99	①÷②×12ヶ月

(単位:百万円)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲180	平成24年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	203,250	IXの1の(102)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	61	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のGの(g)の④に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	149	①×②×12ヶ月

(d)調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲87	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸利率)-(c)の③

(e)原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	242	a)の①
②調整額(百万円)	▲87	d)の①
③合計(百万円)	155	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	64	③÷(a)の②÷12ヶ月

H. 光分岐端末回線

区分	単芯区間				備考
	単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット		
①創設費(円/回線)	36,850	29,737	5,361	1,752	・接続料 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費(減価償却費は耐用年数を15年で算定)、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 ・単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の新設費(29,018円)を基礎に算定している。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。 ・単芯区間の保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数(0.035)により算定した。
②設備管理運営費(円/回線・年)	3,234	2,985	188	61	
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	1,944	1,944	0	0	
③他人資本費用(円/回線・年)	90	90	0	0	
④自己資本費用(円/回線・年)	80	80	0	0	
⑤利益対応税(円/回線・年)	54	54	0	0	
⑥合計(円/回線・年)	3,458	3,209	188	61	②+③+④+⑤

区分	電柱	備考
①引込線あたり電柱資産額(円/回線)	6,309	・接続料 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 ・引込線あたり電柱資産額は、単芯区間の創設費の合計(36,850円)に、架空光ケーブル区間における電柱資産の光ケーブル資産に対する割合(0.1712)を乗じて算定した。
②設備管理運営費(円/回線・年)	511	
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	271	
③他人資本費用(円/回線・年)	22	
④自己資本費用(円/回線・年)	50	
⑤利益対応税(円/回線・年)	31	
⑥合計(円/回線・年)	614	②+③+④+⑤

(a)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り)を利用しないもの

① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	4,072	Hの⑥単芯区間+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲519	平成24年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,948	平成24年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲395	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸利率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	4,072	①
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	306	(④+⑤)÷12ヶ月

(b)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り)を利用しないもの

② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	4,011	Hの⑥単芯ケーブル+⑥クロージャ内接続+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲499	平成24年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,888	平成24年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲376	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸利率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	4,011	①
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	303	(④+⑤)÷12ヶ月

(c)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り)を利用するもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	4,017	(a)と(b)の①についてキャビネット設置率(H24年度実績(キャビネット設置:10.2%、引き渡し:89.8%))で加重して算定
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲590	平成24年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,804	平成24年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲377	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸利率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	4,017	①
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	303	(④+⑤)÷12ヶ月

I. 固定無線基地局伝送路

(a)前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	13	(1)のAの⑤固定無線基地局伝送路
②回線数(回線)	90	Xの(97)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	12,037	①÷②÷12ヶ月

(b)前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲5	平成24年度接続料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	90	区(97)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	14,652	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主線回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)の1の(e)の4に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	16	①×②×12ヶ月

(d)調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲8	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e)原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	13	(a)の①
②調整額(百万円)	▲8	(d)の①
③合計(百万円)	5	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	4,630	③÷(a)の②÷12ヶ月

(2)料金の設定

①基本料

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE. 2芯式のものの(A) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	6,108	6,062	6,052	1-1のEのaの⑧×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE. 2芯式のものの(I) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	6,108	6,062	6,052	1-1のEのaの⑧×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE. 2芯式のものの(ウ) (ア)以外のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	6,291	6,244	6,234	1-1のEのaの⑧×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	備考
①OCU (円/回線・月)	3,277	Bの(e)の④
②主配線盤 (円/回線・月)	154	1-1のウのcの③×2(芯)
③局内伝送路 (円/回線・月)	2,451	Cの①
④料金 (円/回線・月)	5,882	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	備考
①OCU (円/回線・月)	3,277	Bの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
②主配線盤 (円/回線・月)	154	1-1のウのcの③×2(芯)×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
③局内伝送路 (円/回線・月)	2,451	Cの①×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの
④料金 (円/回線・月)	5,882	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。))においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。))を利用する場合の① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	3,054	3,031	3,026	1-1のEのaの⑧×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	3,054	3,031	3,026	1-1のEのaの⑧×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の③ ①②以外のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	3,146	3,122	3,117	1-1のEのaの⑧×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(I) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	3,054	3,031	3,026	1-1のEのaの⑧×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(I) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	3,054	3,031	3,026	1-1のEのaの⑧×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(I) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の③ ①②以外のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	3,146	3,122	3,117	1-1のEのaの⑧×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主線末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(7)保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	61	61	61	Fの(e)の④
②光信号主線末回線	2,656	2,613	2,587	1-1のエのbの⑨
③加算料(局舎～引込分岐点間)	130	138	129	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,847	2,812	2,777	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主線末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(4)保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	61	61	61	Fの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主線末回線	2,656	2,613	2,587	1-1のエのbの⑨×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③加算料(局舎～引込分岐点間)	130	138	129	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,847	2,812	2,777	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主線末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(7) (7(イ)以外のもの)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	63	63	63	Fの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②光信号主線末回線	2,736	2,691	2,665	1-1のエのbの⑨×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
③加算料(局舎～引込分岐点間)	130	138	129	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,929	2,892	2,857	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主線末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐線末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(7) (イ)以外の場合の①保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	64	64	64	Gの(e)の④
②光信号主線末回線	2,656	2,613	2,587	1-1のエのbの⑨
③加算料(局舎～引込分岐点間)	130	138	129	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,850	2,815	2,780	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主線末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐線末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(7) (イ)以外の場合の②保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	64	64	64	Gの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主線末回線	2,656	2,613	2,587	1-1のエのbの⑨×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③加算料(局舎～引込分岐点間)	130	138	129	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,850	2,815	2,780	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主線末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐線末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(7) (イ)以外の場合の③ ①②以外のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	66	66	66	Gの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②光信号主線末回線	2,736	2,691	2,665	1-1のエのbの⑨×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
③加算料(局舎～引込分岐点間)	130	138	129	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,932	2,895	2,860	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合) 端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能

(7) 料金額の設定方法

区分	設定方法
①加入者回線	1-1のエのaの⑧×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②加入者収容装置(ATMデータ伝送)	Dの(e)の④×当該品目の速度換算係数(DXの(73)~(86)のb速度換算係数)
③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの)	Eの(e)の④
④料金	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

(イ) 料金額

区分	平成26年度			
	①加入者回線 (円/回線・月)	②加入者収容装置(ATMデータ伝送) (円/回線・月)	③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの) (円/回線・月)	④料金 (円/回線・月)
3 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	1,845	368	5,359
6 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	3,285	368	6,799
9 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	3,825	368	7,339
1 2 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	4,365	368	7,879
1 5 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	4,905	368	8,419
1 8 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	5,445	368	8,959
2 1 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	5,985	368	9,499
2 4 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	6,525	368	10,039
2 7 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	7,065	368	10,579
3 0 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	7,605	368	11,119
3 3 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	8,145	368	11,659
3 6 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	8,685	368	12,199
3 9 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	9,225	368	12,739
4 2 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	9,765	368	13,279

②加算料

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 イ 1芯式のもの(イ) 2-1-1-1第6欄A欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	152	161	152	1-1のウのbの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 ウ 2芯式のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	304	322	304	1-1のウのbの③×2×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りず。)を利用するもの

① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	303	Hの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	303	Hの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

③ ①②以外のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	312	Hの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りず。)を利用しないもの
① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	306	Hの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	306	Hの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	315	Hの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りず。)を利用しないもの
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	303	Hの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	303	Hの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	312	Hの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,847	2,812	2,777	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)に限りず。により1芯にて伝送を行う機能の(7)保守の区別がタイプ1-1のもの

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,847	2,812	2,777	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)に限りず。により1芯にて伝送を行う機能の(4)保守の区別がタイプ1-2のもの

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(9)アイ以外のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,929	2,892	2,857	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)に限りず。により1芯にて伝送を行う機能の(9) (イ)以外のもの

・(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄(1) 網使用料イ(7) ①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせて利用するものに限りず。に係る加算料の①②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,850	2,815	2,780	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)であって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限りず。により1芯にて伝送を行う機能の(7) (イ)以外の場合の①保守の区別がタイプ1-1のもの

・(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄(1) 網使用料イ(7) ①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせて利用するものに限りず。に係る加算料の①②以外の場合のB 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,850	2,815	2,780	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)であって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限りず。により1芯にて伝送を行う機能の(7) (イ)以外の場合の②保守の区別がタイプ1-2のもの

・(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせて利用するものに限り、)に係る加算料の①②以外の場合のC AB以外のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,932	2,895	2,860	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光周外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能の(7)(イ)以外の場合の③ ①②以外のもの

・(4)附則第4項(1)網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料の固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料の①保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	備考
①固定無線基地局伝送路	4,630	(e)の④
②光信号端末回線	3,054	1-1のエのaの⑧
③加算料	152	1-1のウのbの③
④料金(円/回線・月)	7,836	(①+②+③) × (1+X 1. 料金設定に使用した貸倒率)

・(4)附則第4項(1)網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料の固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料の②保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	備考
①固定無線基地局伝送路	4,630	(e)の④ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号端末回線	3,054	1-1のエのaの⑧ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③加算料	152	1-1のウのbの③
④料金(円/回線・月)	7,836	(①+②+③) × (1+X 1. 料金設定に使用した貸倒率)

1-3. 光信号主端末回線（複数段階料金）

・料金の設定

①基本料

・2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

a. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 保守区別がタイプ1-1のものうち (ア)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,847	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	17.5%	別紙の(2)の③
③割引額	498	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,349	①-③

b. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 保守区別がタイプ1-1のものうち (イ)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

c. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 保守区別がタイプ1-1のものうち (ウ)平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.32%	Ⅵ.他人資本利率率の算定 (1)有利子負債に対する利率率
③加算額	511	aの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	511	①+③

d. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 保守区別がタイプ1-2のものうち (ア)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,847	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	17.5%	別紙の(2)の③
③割引額	498	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,349	①-③

e. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 保守区別がタイプ1-2のものうち (イ)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

f. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 保守区別がタイプ1-2のものうち (ウ)平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.32%	Ⅵ.他人資本利率率の算定 (1)有利子負債に対する利率率
③加算額	511	dの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	511	①+③

g. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の
ウ アイ以外のもの (ア)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,929	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの③ ①②以外のもの
②割引率	17.5%	別紙の(2)の③
③割引額	513	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,416	①-③

h. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。により1芯にて伝送を行う機能のウ アイ以外のもの (イ)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

i. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。により1芯にて伝送を行う機能のウ アイ以外のもの (ウ)平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.32%	VI.他人資本利率率の算定 (1)有利子負債に対する利率率
③加算額	527	gの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	527	①+③

j. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ①保守の区別がタイプ1-1のものうち A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,850	IIの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	17.5%	別紙の(2)の③
③割引額	499	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,351	①-③

k. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ①保守の区別がタイプ1-1のものうち B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

l. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ①保守の区別がタイプ1-1のものうち C 平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.32%	VI.他人資本利率率の算定 (1)有利子負債に対する利率率
③加算額	512	jの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	512	①+③

m. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ②保守の区別がタイプ1-2のものうち A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,850	IIの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	17.5%	別紙の(2)の③
③割引額	499	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,351	①-③

n. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ②保守の区別がタイプ1-2のものうち B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

n. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階料金を適用する場合の ②保守の区別がタイプ1-2のものうち C 平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.32%	VI.他人資本利率率の算定 (1)有利子負債に対する利率率
③加算額	512	mの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	512	①+③

p. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数年段階料金を適用する場合の ③ ①②以外のもの A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,932	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの③ ①②以外のもの
②割引率	17.5%	別紙の(2)の③
③割引額	513	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,419	①-③

q. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数年段階料金を適用する場合の ③ ①②以外のもの B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

r. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数年段階料金を適用する場合の ③ ①②以外のもの C 平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.32%	Ⅵ.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	527	pの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	527	①+③

②加算料

・2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

a. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ア保守の区別がタイプ1-1のもののうち (ア)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,349	①のaより

b. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ア保守の区別がタイプ1-1のもののうち (イ)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

c. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ア保守の区別がタイプ1-1のもののうち (ウ)平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	511	①のcより

d. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の イ保守の区別がタイプ1-2のもののうち (ア)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,349	①のdより

e. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の イ保守の区別がタイプ1-2のもののうち (イ)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

f. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の イ保守の区別がタイプ1-2のもののうち (ウ)平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	511	①のfより

g. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のものうち (ア)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,416	①のgより

h. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のもののうち (イ)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

i. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のもののうち (ウ)平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	527	①のiより

j. 2(ア)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の A保守の区別がタイプ1-1のものうち 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,351	①のjより

k. 2(ア)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の A保守の区別がタイプ1-1のものうち 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

l. 2(ア)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の A保守の区別がタイプ1-1のものうち 平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	512	①のlより

m. 2(ア)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の B保守の区別がタイプ1-2のものうち 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,351	①のmより

n. 2(ア)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の B保守の区別がタイプ1-2のものうち 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

o. 2(ア)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の B保守の区別がタイプ1-2のものうち 平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	512	①のoより

p. 2(ア)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の C AB以外のもの 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,419	①のpより

q. 2(ア)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の C AB以外のもの 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

r. 2(ア)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の C AB以外のもの 平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	527	①のrより

(別紙) 割引率の算定

(情報通信行政・郵政行政審議会答申(情郵審第33号)別添に記載された「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」に基づき算定)

(1)メタルと光の1ユーザあたりコストが同水準となる獲得ユーザ数の算定

区分	平成26年度	備考
①ドライカッパ接続料 (円/回線・月)	1,310	平成26年度適用網使用料算定根拠の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA イ以外のものの(イ) 当社の局内スプリックを利用しない場合の① ②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの
②光信号主端末回線接続料 (円/回線・月)	2,847	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
③光信号分岐端末回線接続料 (円/回線・月)	303	Ⅱの1-2の(2)の②加算料の2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の(ア) 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
④回線管理運営費	65	平成26年度適用網使用料算定根拠の 13. その他の機能の B. 回線管理機能の DSL回線管理機能(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄を利用するものイ) 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄(イ)①欄に係るもの)及び光信号分岐端末回線管理機能
⑤ドライカッパと1ユーザあたりコストが同水準となる光主端末回線あたりの獲得ユーザ数 (ユーザ)	2.8	②÷((①+④)-(③+④))

(2)割引率の算定

区分	平成26年度	備考
①ドライカッパ接続料と比較した場合の光主端末回線の平均獲得ユーザ数あたりの超過コスト (円)	3,986	(1)の②×(1)の⑤÷2
②コスト総額 (円)	22,776	(1)の②×8
③割引率 (%)	17.5%	①÷②

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,302,639 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	3,995 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0017 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

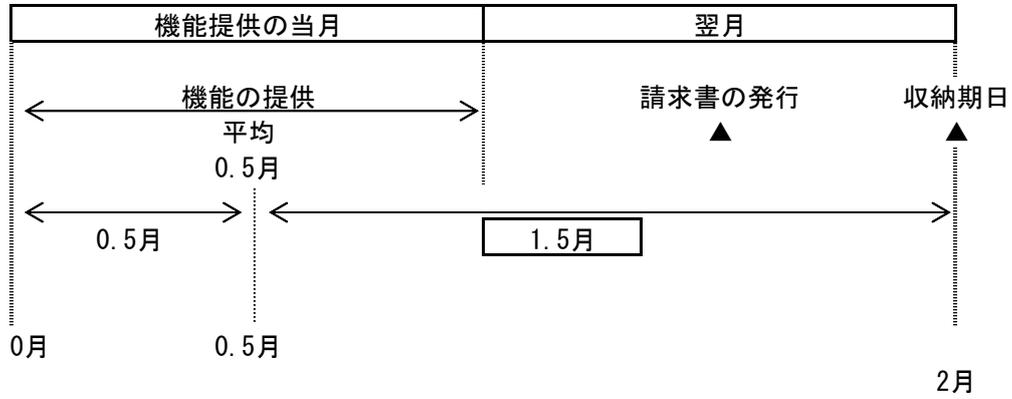
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,703,874 (A)
貯蔵品 (※)	22,097 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0082 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヵ月}}{12 \text{ ヵ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H24) 稼働ベース			レートベース		(資本構成)		
電気通信事業 固定資産	1,132,380 (0.341)	③圧縮後の資本構成比	H24稼働 電気通信事業固定資産			有利子負債 1,132,380 (0.397)	
2,703,874	その他の負債 452,799 (0.136)			2,703,874			退職給付引当金 207,373 (0.073)
	退職給付引当金 222,983 (0.067)						
流動資産等 620,214	1,515,926 (0.456)	②流動資産の 圧縮 ▲468,409	貯蔵品(月平均) 22,097	投資等 5,038	自己資本 1,515,926 (0.531)	資本	
計	3,324,088	①流動資産の理論値と 実績の差 151,805-620,214=▲468,409	151,805	運転資本 124,671			計
			計	2,855,679			

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{(1,132,380 + 207,373)}{\text{負債} + \text{負債資本合計}} = \frac{1,339,753}{2,855,679} = 0.469$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{1,132,380}{\text{有利子負債} + \text{負債以外の負債}} = \frac{1,132,380}{1,132,380 + 207,373} = 0.845$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.845}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = 1 - 0.845 = 0.155$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.469}{\text{他人資本比率}} = 1 - 0.469 = 0.531$$

VI. 他人資本利子率の算定

(1) 有利子負債に対する利子率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成24年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利子率} = \boxed{1.32\%}$$

(単位：%)

年度	24
区分	
他人資本利子率	1.32

(注) 借入金の平均利子率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利子相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利子相当率} = \boxed{1.18\%}$$

(単位：%)

年度	20	21	22	23	24	平均
区分						
他人資本利子率	1.48	1.37	1.17	1.08	0.81	1.18

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3) 他人資本利子率

$$\text{他人資本利子率} = 1.32\% \times 0.845 + 1.18\% \times 0.155 = \boxed{1.30\%}$$

(有利子負債に対する利子率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)
	22	23	24	3年平均
①主要企業の自己資本利益率(注1)	4.00	3.39	3.80	—
β値の適用	○	○	○	—
②リスクフリーレート(注2)	1.17	1.08	0.81	—
①-②	2.83	2.31	2.99	—
選択される自己資本利益率	β = 0.6 (注3)		2.60	2.65

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成24年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	20	21	22	23	24	
主要企業の自己資本利益率	1.21	3.04	4.00	3.39	3.80	3.09

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成24年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 2.65%

VIII. 利益対応税率の算定（H24～H26年度に適用のもの）

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 58.76%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方特別法人税を $x_2 (= x_1 \times 1.48)$ とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow \quad x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= \underline{0.0401y}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.255$$

$$= \underline{0.2379y}$$

⑤復興特別法人税

復興特別法人税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255 \times 0.1$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.0255$$

$$= \underline{0.0238y}$$

⑥道府県民税実効税率

道府県民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2379y \times 0.05 = \underline{0.0119y}$$

⑦市町村民税実効税率

市町村民税額を x_6 とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2379y \times 0.123 = \underline{0.0293y}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= \underline{0.3701y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3701y}{(1-0.3701)y} = \frac{0.3701y}{0.6299y} = 0.5876$$

税引前利益 y

利益対応税

$$x = 0.3701y$$

税引後利益

$$z = (1-0.3701)y$$

VII. 利益対応税率の算定（H27～H28年度に適用のもの）

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 52.98%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方特別法人税を x_2 ($= x_1 \times 1.48$) とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow$$

$$x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= \underline{0.0401y}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.255$$

$$= \underline{0.2379y}$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2379y \times 0.05 =$$

$$\underline{0.0119y}$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2379y \times 0.123 =$$

$$\underline{0.0293y}$$

⑦税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5$$

$$= \underline{0.3463y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3463y}{(1-0.3463)y} = \frac{0.3463y}{0.6537y} = 0.5298$$

税引前利益 y
利益対応税 $x = 0.3463y$
税引後利益 $z = (1-0.3463)y$

IX. 料金設定に使用した回線数

1. 端末回線数等

・加入者回線算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
加入者回線				
(1) 2線式・タイプ1-1 (注1)	1,252,173	1	1.00	1,252,173
(2) 2線式・タイプ1-2 (注2)	16,337,064	1	1.00	16,337,064
(3) 2線式・タイプ2 (注3)	357,321	1	1.03	368,041
(4) 4線式	20,795	2	1.03	42,838
(5) メタルサービス小計	17,967,353	-	-	18,000,116
(6) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	13,641	1	1.00	13,641
(7) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,219,047	1	1.00	2,219,047
(8) 1芯式・タイプ2 (注3)	390,516	1	1.03	402,231
(9) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	3	2	1.00	6
(10) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	12,324	2	1.00	24,648
(11) 2芯式・タイプ2 (注3)	3,195	2	1.03	6,582
(12) 4芯式	10	4	1.03	41
(13) 光サービス小計	2,638,736	-	-	2,666,196
(14) 計 ((5)+(13))	20,606,089	-	-	20,666,312

(再掲) 施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数

(15) メタルサービス・2線式	3,123,143
(16) (再)メタルサービス・2線式 (帯域透過端末回線除き)	967,584
(17) 光サービス	2,624,219
(18) 計 ((15)+(17))	5,747,362

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数

(19) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,520,819
(20) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	16,479,297
(21) 計 ((19)+(20))	-	-	-	18,000,116

(再掲) メタルサービスの回線数内訳

(22) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,156,169
(23) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	15,843,947
(24) 計 ((22)+(23))	-	-	-	18,000,116

・MDF、FTM算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
加入者回線				
(25) 2線式・タイプ1-1 (注1)	1,252,173	1	1.00	1,252,173
(26) 2線式・タイプ1-2 (注2)	16,337,064	1	1.00	16,337,064
(27) 2線式・タイプ2 (注3)	357,321	1	1.03	368,041
(28) 4線式	20,795	2	1.03	42,838
(29) 追加MDF・タイプ1-1 (注1)	175,160	1	1.00	175,160
(30) 追加MDF・タイプ1-2 (注2)	2,226,358	1	1.00	2,226,358
(31) メタルサービス小計	20,368,871	-	-	20,401,634
(32) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	13,641	1	1.00	13,641
(33) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,219,047	1	1.00	2,219,047
(34) 1芯式・タイプ2 (注3)	390,516	1	1.03	402,231
(35) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	1,056	2	1.00	2,112
(36) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	12,324	2	1.00	24,648
(37) 2芯式・タイプ2 (注3)	3,195	2	1.03	6,582
(38) 4芯式	10	4	1.03	41
(39) 光サービス小計	2,639,789	-	-	2,668,302
(40) 計 ((31)+(39))	23,008,660	-	-	23,069,936

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数

(41) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,520,819
(42) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	18,880,815
(43) 計 ((41)+(42))	-	-	-	20,401,634

(再掲) メタルサービスの回線数内訳

(44) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,156,169
(45) 追加MDF	-	-	-	2,401,518
(46) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	15,843,947
(47) 計 ((44)+(45)+(46))	-	-	-	20,401,634

・OCU算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
OCU使用回線				
(48) メタル回線数・タイプ1-1 (注1)	46,363	1	1.00	46,363
(49) メタル回線数・タイプ1-2 (注2)	1,824,288	1	1.00	1,824,288
(50-1) (再)デジタル公衆電話 (下記以外) ・タイプ1-2 (注2)	37,773	1	1.00	37,773
(50-2) (再)デジタル公衆電話 (特設公衆電話) ・タイプ1-2 (注2)	0	1	1.00	0
(51) 光回線数・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(52) 光回線数・タイプ1-2 (注2)	13,377	1	1.00	13,377
(53) 計 ((48)+(49)+(51)+(52))	1,884,028	-	-	1,884,028

・回線管理運営機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成24年度 稼働回線数
回線管理運営機能対応回線数	
(54) 電話等	15,272,280
(55) (再) PHS基地局回線	78,132
(56) ラインシェアリング・相互接続回線	1,311,243
(57) ドライカッパ・相互接続回線	1,957,496
(58) 光ファイバ・相互接続回線	485,261
(59) 上記以外の回線数	8,518,513
(60) 計 ((54)+(56)+(57)+(58)+(59))	27,544,793
(61) (再) 相互接続回線 ((55)+(56)+(57)+(58))	3,832,132
(62) (再) 相互接続回線 (ラインシェアリング除き) ((55)+(57)+(58))	2,520,889

・DSL回線故障対応機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成24年度 稼働回線数
故障対応回線数	
(63) メタル設備のみを用いる加入者回線数	16,447,545
(64) DSL回線故障対応機能契約数	896,278
(65) 計 ((63)+(64))	17,343,823

・公衆電話機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成24年度 稼働回線数
公衆電話回線	
(66-1) アナログ公衆電話 (下記以外)	77,404
(66-2) アナログ公衆電話 (特設公衆電話)	4,622
(67-1) デジタル公衆電話 (下記以外)	39,119
(67-2) デジタル公衆電話 (特設公衆電話)	0
(68) 計 ((66-1)+(66-2)+(67-1)+(67-2))	121,145
回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに対応する回線数	
(69) アナログ回線数 (加入電話・アナログ公衆電話)	13,476,282
(70) デジタル回線数 (INS64・デジタル公衆電話・PHS基地局回線)	1,902,420
(71) 計 ((69)+(70))	15,378,702

・スプリッタ(DSL)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成24年度 稼働回線数
(72) 計	890,673

・加入者収容装置(ATMデータ伝送網)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 速度換算 係数	c = a × b
			換算後 稼働回線数
(73) 3 Mb/s	12,389	41	507,949
(74) 6 Mb/s	1,241	73	90,593
(75) 9 Mb/s	191	85	16,235
(76) 12 Mb/s	473	97	45,881
(77) 15 Mb/s	42	109	4,578
(78) 18 Mb/s	33	121	3,993
(79) 21 Mb/s	32	133	4,256
(80) 24 Mb/s	56	145	8,120
(81) 27 Mb/s	9	157	1,413
(82) 30 Mb/s	8	170	1,360
(83) 33 Mb/s	4	182	728
(84) 36 Mb/s	10	194	1,940
(85) 39 Mb/s	3	206	618
(86) 42 Mb/s	14	218	3,052
(87) 計	14,505		690,716

・光信号伝送装置(PON)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c
				換算後 稼働回線数
光信号伝送装置(PON)				
(88) 100Mbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(89) 100Mbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	58,525	1	1.00	58,525
(90) 100Mbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	2,371	1	1.03	2,442
(91) 100Mbit/sタイプ 小計	60,896	-	-	60,967
(92) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	0	1.00	0
(93) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	656,043	1	1.00	656,043
(94) 1Gbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	4,331	1	1.03	4,461
(95) 1Gbit/sタイプ 小計	660,374	-	-	660,504

・固定無線通信（FWA）の算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注6）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
・固定無線通信（FWA）				
(96) 固定無線通信網終端装置・タイプ1-2（注2）	38		1.00	38
(97) 固定無線基地局伝送路・タイプ1-2（注2）	90		1.00	90
(98) 固定無線宅内設備・タイプ1-2（注2）	1,695		1.00	1,695

・局外スプリッタ算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注6）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局外スプリッタ				
(99) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0		1.00	0
(100) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	195,131		1.00	195,131
(101) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	7,883		1.03	8,119
(102) 局外スプリッタ（4分岐）小計	203,014	-	-	203,250
(103) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	6		1.00	6
(104) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	1,549,495		1.00	1,549,495
(105) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	18,950		1.03	19,519
(106) 局外スプリッタ（8分岐）小計	1,568,451	-	-	1,569,020

・光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注6）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）				
(107) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-1（注1）	0		1.00	0
(108) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-2（注2）	36,042		1.00	36,042
(109) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ2（注3）	4		1.03	4
(110) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）小計	36,046	-	-	36,046
(111) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1-1（注1）	0		1.00	0
(112) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1-2（注2）	9,572		1.00	9,572
(113) メディアコンバータ（集線型）・タイプ2（注3）	959		1.03	988
(114) メディアコンバータ（集線型）小計	10,531	-	-	10,560
(115) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1-1（注1）	0		1.00	0
(116) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1-2（注2）	27,243		1.00	27,243
(117) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ2（注3）	1,283		1.03	1,321
(118) メディアコンバータ（非集線型）小計	28,526	-	-	28,564

・光信号多重分離機能（局内スプリッタ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注6）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号多重分離機能（局内スプリッタ）				
(119) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0		1.00	0
(120) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	460,383		1.00	460,383
(121) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	4,683		1.03	4,823
(122) 局内スプリッタ（4分岐）小計	465,066	-	-	465,206
(123) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	0		1.00	0
(124) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	47,485		1.00	47,485
(125) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	1,992		1.03	2,052
(126) 局内スプリッタ（8分岐）小計	49,477	-	-	49,537

・特別収容局ルータ接続及び特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能算定に使用した回線数

（単位：ポート）

区分	a. 平成24年度 稼働回線数 （注7）
特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	
(127) LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5
(128) LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なもの（収容局ルータ及び中継局ルータ接続）	767
(129) LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,945
(130) ATMインタフェースによりの符号伝送が可能なもの	5,053
(131) ISDN一次群ユーザインタフェースにより符号伝送が可能なもの	22,602
(132) 計（127）+（128）+（129）+（130）+（131）	31,372

・特別帯域透過端末回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注4）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
(133) 特別帯域透過端末回線・タイプ1-1（注1）	0		1.00	0

- (注) 1 タイプ1-1：保守の区別が、平日・昼間帯の保守メニューのもの。
 2 タイプ1-2：保守の区別が、全日・昼間帯の保守メニューのもの。
 3 タイプ2：保守の区別が、全日・全時間帯の保守メニューのもの。
 4 使用するケーブル対数・芯数をもとに設備換算係数を設定した。
 5 保守換算係数はXⅢの保守換算係数の3.③より。
 6 使用する端子数をもとに設備換算係数を設定した。
 7 (127)、(128)は装置、(129)、(130)及び(131)はポート。

X. 料金設定に使用した保守換算係数

1. II-6 通信路設定伝送機能に適用するもの

①通信路設定伝送機能における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.301
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.562
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.000
d. 平均	1.000

②通信路設定伝送機能コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	8.5
b. その他のコストの割合	91.5
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.02	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.06	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

2. 網改造料の算定式に準拠して算定するものに適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.962
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.976
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.399
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.3
b. その他のコストの割合	92.7
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-1 (平日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1a + 2b) / 2c$
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / 2c$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / 2c$

3. 1, 2以外に適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.962
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.976
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.399
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.3
b. その他のコストの割合	92.7
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

X I .料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H24	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	193,459	H24年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

加入者回線・主配線盤の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	局外RTに収容されている加入者回線(※)		(再掲)試験受付	メタル主配線盤	局外RTに収容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	
			メタル設備のみを用いる加入者回線	メタル設備のみを用いる加入者回線			メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
営業費	・取得資産額比	0	0	0	0	0	0	0
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0	0	0	0
運用費	-	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの:芯線長比 ・上記以外のもの:上記支出額比	122,118	5,232	116,886	5,475	3,147	8	3,139
共通費	・施設保全費支出額比	5,476	285	5,191	173	881	6	875
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	12,826	611	12,216	554	415	4	411
試験研究費	・取得資産額比	3,131	293	2,838	2	28	8	20
通信設備使用料	・取得資産額比	16	1	15	5	2	0	2
租税公課	・正味資産額比	25,093	2,044	23,049	12	491	6	485
減価償却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	59,747	4,880	54,868	60	1,634	76	1,558
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	12,101	811	11,289	16	308	1	307
(再)除却損	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,194	159	2,035	10	130	0	129
合計		240,509	14,158	226,351	6,297	6,906	109	6,797

(※) 収容局から局外RTまでの光信号端末伝送路を含む。

加入者回線・主配線盤の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目		主な配賦基準	メタル加入者回線	局外RTに収容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付	メタル主配線盤	局外RTに収容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	2,327	76	2,251	2,251	59,192	1,149	58,043
		減価償却累計額	2,113	69	2,044	2,044	55,368	935	54,433
		正味価額	214	7	207	207	3,824	214	3,610
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	1,533	0	1,533	0	0	0	0	
	減価償却累計額	1,204	0	1,204	0	0	0	0	
	正味価額	330	0	330	0	0	0	0	
無線機械設備	取得価額	3,626	0	3,626	0	0	0	0	
	減価償却累計額	3,241	0	3,241	0	0	0	0	
	正味価額	385	0	385	0	0	0	0	
電力設備	取得価額	3,243	205	3,038	916	378	9	370	
	減価償却累計額	2,731	173	2,558	771	319	7	311	
	正味価額	512	32	480	145	60	1	58	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	59	3	56	0	380	0	380	
	減価償却累計額	56	3	53	0	358	0	358	
	正味価額	3	0	3	0	22	0	22	
空中線設備	取得価額	193	0	193	0	0	0	0	
	減価償却累計額	139	0	139	0	0	0	0	
	正味価額	54	0	54	0	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,632,692	126,454	2,506,238	0	0	0	
		減価償却累計額	2,206,361	95,627	2,110,734	0	0	0	
		正味価額	426,331	30,827	395,504	0	0	0	
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
土木設備	取得価額	1,556,405	85,745	1,470,660	0	0	0	0	
	減価償却累計額	1,241,445	68,580	1,172,865	0	0	0	0	
	正味価額	314,960	17,165	297,795	0	0	0	0	
海底線設備	取得価額	4,390	73	4,317	0	0	0	0	
	減価償却累計額	4,158	66	4,092	0	0	0	0	
	正味価額	232	7	224	0	0	0	0	
建物	取得価額	87,128	3,890	83,238	66	64,491	453	64,038	
	減価償却累計額	62,738	2,812	59,926	48	47,416	333	47,083	
	正味価額	24,390	1,079	23,312	18	17,075	120	16,955	
構築物	取得価額	7,279	327	6,952	6	5,514	39	5,475	
	減価償却累計額	6,137	276	5,862	5	4,649	33	4,616	
	正味価額	1,142	51	1,091	1	865	6	859	
機械及び装置	取得価額	2,466	108	2,358	2	56	1	55	
	減価償却累計額	2,129	92	2,037	2	49	1	49	
	正味価額	337	16	321	0	6	0	6	
車両及び船舶	取得価額	269	8	261	0	3	0	3	
	減価償却累計額	224	7	217	0	2	0	2	
	正味価額	45	1	44	0	0	0	0	
工具、器具及び備品	取得価額	14,677	664	14,013	11	387	14	373	
	減価償却累計額	11,896	529	11,367	9	316	10	305	
	正味価額	2,781	135	2,647	2	72	4	68	
リース資産	取得価額	100	4	96	0	2	0	1	
	減価償却累計額	72	3	69	0	1	0	1	
	正味価額	27	1	27	0	0	0	0	
土地	取得価額	12,651	553	12,098	10	7,165	50	7,115	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	12,651	553	12,098	10	7,165	50	7,115	
建設仮勘定	取得価額	11,390	732	10,659	8	60	3	57	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	11,390	732	10,659	8	60	3	57	
無形固定資産	取得価額	97,280	5,067	92,213	73	932	12	919	
	減価償却累計額	79,649	4,161	75,488	60	752	10	742	
	正味価額	17,631	906	16,725	13	180	3	177	
合計	取得価額	4,437,710	223,911	4,213,799	3,343	138,559	1,731	136,828	
	減価償却累計額	3,624,293	172,398	3,451,896	2,938	109,229	1,328	107,900	
	正味価額	813,416	51,513	761,903	405	29,331	402	28,928	

(※) 収容局から局外RTまでの光信号端末伝送路を含む。

メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル 回線 設備 のみ を用 いる 加	上部区間		下部区間	
				(再掲)土木 設備		(再掲)特別 帯域透過端 末回線に係 るもの(※)
営業費	-	0	0	0	0	0.000
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0	0.000
運用費	-	0	0	0	0	0.000
施設保全費	・線路設備の故障修理に係るもの:故障修理件数比 ・線路設備(電柱・鉄塔)の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・線路設備(電柱・鉄塔以外)の保守に直接係るもの:芯線長比 ・地中設備の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:上記支出額比	116,886	30,558	8,473	86,328	0.000
共通費	・施設保全費支出額比	5,191	1,357	376	3,834	0.000
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	12,216	3,194	886	9,022	0.000
試験研究費	・取得資産額比	2,838	460	274	2,377	0.000
通信設備使用料	・取得資産額比	15	1	0	14	0.000
租税公課	・正味資産額比	23,049	12,396	9,692	10,652	0.000
減価償却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	54,868	17,277	13,507	37,591	0.000
固定資産除却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	11,289	3,497	2,734	7,792	0.000
(再)除却損	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,035	474	371	1,560	0.000
合計	—	226,351	68,740	35,943	157,611	0.000

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線のみを用いる	上部区間		下部区間		
				(再掲) 土木設備		(再掲) 特別帯域透過端末回線に係るもの(※)	
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
		減価償却累計額	0	0	0	0.000	
		正味価額	0	0	0	0.000	
	市内電話機械設備	取得価額	2,251	1,081	643	1,170	0.000
		減価償却累計額	2,044	981	584	1,063	0.000
		正味価額	207	99	59	108	0.000
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
伝送機械設備	取得価額	1,533	0	0	1,533	0.000	
	減価償却累計額	1,204	0	0	1,204	0.000	
	正味価額	330	0	0	330	0.000	
無線機械設備	取得価額	3,626	0	0	3,626	0.000	
	減価償却累計額	3,241	0	0	3,241	0.000	
	正味価額	385	0	0	385	0.000	
電力設備	取得価額	3,038	145	86	2,893	0.000	
	減価償却累計額	2,558	122	73	2,436	0.000	
	正味価額	480	23	14	457	0.000	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
総合監視システム	取得価額	56	54	32	2	0.000	
	減価償却累計額	53	51	30	2	0.000	
	正味価額	3	3	2	0	0.000	
空中線設備	取得価額	193	0	0	193	0.000	
	減価償却累計額	139	0	0	139	0.000	
	正味価額	54	0	0	54	0.000	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,506,238	996,429	0	1,509,809	0.000
		減価償却累計額	2,110,734	922,606	0	1,188,128	0.000
		正味価額	395,504	73,823	0	321,681	0.000
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
土木設備	取得価額	1,470,660	1,470,660	1,470,660	0	0.000	
	減価償却累計額	1,172,865	1,172,865	1,172,865	0	0.000	
	正味価額	297,795	297,795	297,795	0	0.000	
海底線設備	取得価額	4,317	4,317	0	0	0.000	
	減価償却累計額	4,092	4,092	0	0	0.000	
	正味価額	224	224	0	0	0.000	
建物	取得価額	83,238	37,255	22,169	45,983	0.000	
	減価償却累計額	59,926	26,702	15,889	33,225	0.000	
	正味価額	23,312	10,553	6,280	12,758	0.000	
構築物	取得価額	6,952	3,095	1,842	3,857	0.000	
	減価償却累計額	5,862	2,610	1,553	3,252	0.000	
	正味価額	1,091	485	289	605	0.000	
機械及び装置	取得価額	2,358	1,367	813	992	0.000	
	減価償却累計額	2,037	1,176	700	861	0.000	
	正味価額	321	190	113	130	0.000	
車両及び船舶	取得価額	261	174	104	87	0.000	
	減価償却累計額	217	145	86	72	0.000	
	正味価額	44	29	17	14	0.000	
工具、器具及び備品	取得価額	14,013	7,059	4,201	6,954	0.000	
	減価償却累計額	11,367	5,798	3,450	5,568	0.000	
	正味価額	2,647	1,261	750	1,386	0.000	
リース資産	取得価額	96	59	35	37	0.000	
	減価償却累計額	69	42	25	27	0.000	
	正味価額	27	17	10	10	0.000	
土地	取得価額	12,098	5,649	3,361	6,450	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	12,098	5,649	3,361	6,450	0.000	
建設仮勘定	取得価額	10,659	5,790	3,446	4,868	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	10,659	5,790	3,446	4,868	0.000	
無形固定資産	取得価額	92,213	80,094	47,662	12,119	0.000	
	減価償却累計額	75,488	66,262	39,431	9,225	0.000	
	正味価額	16,725	13,832	8,231	2,893	0.000	
合計	取得価額	4,213,799	2,613,227	1,555,054	1,600,572	0.000	
	減価償却累計額	3,451,896	2,203,453	1,234,687	1,248,443	0.000	
	正味価額	761,903	409,774	320,367	352,129	0.000	

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

(参考3)

設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成24年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等	指定設備管理部門				
	(端末系伝送路 の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
費用の項目					
営業費	23,275	0	0	0	23,275
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	125,631	122,118	675	246	2,592
共通費	6,421	5,476	104	14	826
管理費	14,699	12,826	129	14	1,729
試験研究費	3,317	3,131	180	6	0
通信設備使用料	41	16	22	3	0
租税公課	25,297	25,093	78	9	116
減価償却費	65,071	59,747	1,224	90	4,009
固定資産除却費	12,239	12,101	86	9	44
(再)除却損	2,282	2,194	47	6	35
合計	275,991	240,509	2,499	392	32,591

(参考4)

設備区分別固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成24年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等	資産の項目	指定設備管理部門					
		(端末系伝送路に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営	
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	22,830	2,327	20,503	0	0
		減価償却累計額	19,238	2,113	17,125	0	0
		正味価額	3,592	214	3,378	0	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
伝送機械設備	取得価額	8,990	1,533	4,171	3,286	0	
	減価償却累計額	8,145	1,204	3,916	3,025	0	
	正味価額	845	330	254	261	0	
無線機械設備	取得価額	4,082	3,626	0	457	0	
	減価償却累計額	3,628	3,241	0	387	0	
	正味価額	455	385	0	69	0	
電力設備	取得価額	7,382	3,243	3,702	437	0	
	減価償却累計額	6,217	2,731	3,118	368	0	
	正味価額	1,166	512	585	69	0	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	72	59	12	1	0	
	減価償却累計額	68	56	11	1	0	
	正味価額	4	3	1	0	0	
空中線設備	取得価額	193	193	0	0	0	
	減価償却累計額	139	139	0	0	0	
	正味価額	54	54	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,632,692	2,632,692	0	0	0
		減価償却累計額	2,206,361	2,206,361	0	0	0
		正味価額	426,331	426,331	0	0	0
	市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
土木設備	取得価額	1,556,405	1,556,405	0	0	0	
	減価償却累計額	1,241,445	1,241,445	0	0	0	
	正味価額	314,960	314,960	0	0	0	
海底線設備	取得価額	4,390	4,390	0	0	0	
	減価償却累計額	4,158	4,158	0	0	0	
	正味価額	232	232	0	0	0	
建物	取得価額	100,185	87,128	5,772	663	6,622	
	減価償却累計額	72,052	62,738	4,230	488	4,596	
	正味価額	28,133	24,390	1,542	175	2,026	
構築物	取得価額	8,343	7,279	475	59	531	
	減価償却累計額	7,034	6,137	400	49	447	
	正味価額	1,309	1,142	74	9	83	
機械及び装置	取得価額	2,763	2,466	19	4	274	
	減価償却累計額	2,400	2,129	17	3	251	
	正味価額	363	337	3	0	23	
車両及び船舶	取得価額	278	269	2	0	7	
	減価償却累計額	231	224	2	0	6	
	正味価額	47	45	0	0	1	
工具、器具及び備品	取得価額	23,547	14,677	280	32	8,558	
	減価償却累計額	19,027	11,896	214	25	6,892	
	正味価額	4,521	2,781	66	6	1,667	
リース資産	取得価額	111	100	1	0	10	
	減価償却累計額	81	72	1	0	8	
	正味価額	30	27	0	0	2	
土地	取得価額	14,696	12,651	638	82	1,325	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	14,696	12,651	638	82	1,325	
建設仮勘定	取得価額	11,441	11,390	44	7	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	11,441	11,390	44	7	0	
無形固定資産	取得価額	164,004	97,280	946	93	65,686	
	減価償却累計額	136,651	79,649	841	78	56,083	
	正味価額	27,354	17,631	105	15	9,603	
合計	取得価額	4,562,406	4,437,710	36,564	5,120	83,012	
	減価償却累計額	3,726,875	3,624,293	29,874	4,427	68,282	
	正味価額	835,531	813,416	6,690	694	14,730	

(別添1)

光信号端末回線伝送機能予測原価総括表

1. 料金単位 光信号端末回線伝送機能(加入者回線)

2. 原価算定期間 平成26年4月～平成28年3月(3年)とする。

3. 算定方法 料金算定期間における自己資本利益率は2.65%とした。

(単位:百万円)

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1. 設備管理運営費	99,409	105,541	107,777	109,482	110,942
2. 他人資本費用	3,900	4,056	4,090	4,103	4,110
3. 自己資本費用	9,002	9,360	9,439	9,468	9,486
4. 利益対応税	5,612	5,835	5,884	5,322	5,332
5. 原価(1+2+3+4)	117,923	124,792	127,190	128,375	129,870

レートベース	639,737	665,192	670,790	672,878	674,162
有利子負債以外の負債の額	46,506	48,356	48,763	48,915	49,008

6. 加算料相当コスト	4,787	5,233	5,645	5,981	6,300
7. 加算料相当コスト控除後原価	113,136	119,559	121,545	122,394	123,570

芯線数(千芯)	2,654	2,895	3,119	3,301	3,474
---------	-------	-------	-------	-------	-------

料金(円/芯・月)	3,552	3,442	3,247	3,090	2,964
-----------	-------	-------	-------	-------	-------

(参考)

加算料相当コストの算定

(1) 接続料の算定に使用した稼働芯線数

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①負担金なしサービス	2,624	2,869	3,095	3,279	3,454
②専用線等	72	69	64	59	55
③フレッツ光	2,176	2,328	2,473	2,567	2,653
④ダークファイバ(他事業者利用分)	376	472	559	653	746
⑤負担金ありサービス	30	26	24	22	20
⑥計	2,654	2,895	3,119	3,301	3,474

(2) 加算料相当コストの算定

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
⑦加算料コスト(①×各年の加算料×12ヶ月)	4,787	5,233	5,645	5,981	6,300

I. 設備管理運営費

(単位:百万円)

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
営業費	0	0	0	0	0	—
施設保全費	21,312	24,372	25,525	26,568	27,499	<故障修理・工事施工> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味(H25は配賦見直し影響を加味) <電柱・土木> 前年度値×契約者数変動率の伸び率に効率化率を加味 <故障受付・ソフトウェア> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味 <上記以外> 前年度値×上記支出額変動率の伸び率に効率化率を加味
共通費	2,067	2,364	2,514	2,654	2,785	前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
管理費	3,281	3,766	3,994	4,207	4,404	前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
試験研究費	3,748	3,235	3,035	2,856	2,732	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味
通信設備使用料	5	5	5	5	5	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	12,053	13,095	14,051	14,993	15,927	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	50,387	51,657	51,138	50,239	49,212	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	6,555	7,047	7,515	7,960	8,378	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	1,982	2,154	2,324	2,492	2,656	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	99,409	105,541	107,777	109,482	110,942	

II. 固定資産

(単位:百万円)

		平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
線路設備	光ケーブル	1,130,822	1,202,209	1,249,485	1,289,001	1,323,599	前年度値＋当年度取得固定資産－除却額
		387,419	386,502	364,646	339,031	312,744	前年度値＋当年度取得固定資産－減価償却費(当年度取得資産分は半稼動)－除却損
	電柱	136,213	152,545	170,199	188,158	206,113	前年度値×契約者数変動率
		59,707	66,866	74,605	82,477	90,347	前年度値×契約者数変動率
土木	取得固定資産	23,333	24,149	24,635	25,021	25,344	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	4,583	4,743	4,839	4,915	4,979	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
建物	取得固定資産	704,022	788,433	879,680	972,502	1,065,303	前年度値×契約者数変動率
	正味固定資産	144,076	161,350	180,023	199,019	218,010	前年度値×契約者数変動率
構築物	取得固定資産	34,890	36,089	36,814	37,392	37,875	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	9,536	9,863	10,061	10,219	10,351	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
無形固定資産	取得固定資産	2,955	3,057	3,118	3,167	3,208	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	463	479	489	496	503	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
その他	取得固定資産	41,339	42,414	43,250	43,946	44,517	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	7,638	7,843	7,998	8,127	8,232	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
合計	取得固定資産	22,477	23,239	23,705	24,078	24,389	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	15,713	16,243	16,569	16,829	17,047	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
取得固定資産		2,096,051	2,272,135	2,430,886	2,583,265	2,730,348	
正味固定資産		629,135	653,889	659,230	661,113	662,213	

Ⅲ. 需要

(単位:千芯)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
光サービス芯線数	2,654	2,895	3,119	3,301	3,474
フレッツ光	2,176	2,328	2,473	2,567	2,653
ダークファイバ	376	473	558	653	746
シングルスター	311	354	398	446	496
シェアドアクセス	65	119	160	207	250
専用線等	102	94	87	81	75

- ・フレッツ光については、下表の契約数に基づき、
 ファミリータイプ：8ユーザまでごとに1芯を使用
 マンションタイプ：ミニ …… 1棟(最大8ユーザ)あたり1芯を使用
 ミニ以外…… 光配線方式は32ユーザ、VDSL方式は16ユーザまでごとに1芯を使用
 ベーシック …… 1ユーザで1芯を使用
- ・ダークファイバについては、
 シングルスター方式：平成25年度は直近3年間ににおける最大の純増数と同数とし、以降は、直近3年間の状況を踏まえて、毎年度、純増数が増加するものとして算定
 シェアドアクセス方式：平成25年度上期実績の2倍を毎年度の純増数をベースに、新規参入需要等を個別に織り込んで算定
- ・専用線等については、平成24年度の対前年減少率(▲7.4%)で推移

(単位:万契約)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
フレッツ光年度末契約数	755	805	855	905	955
純増数	34	50	50	50	50

(別添2)

光信号端末回線伝送機能予測原価総括表

1. 料金単位 光信号端末回線伝送機能(主配線盤)

2. 原価算定期間 平成26年4月～平成28年3月(3年)とする。

3. 算定方法 料金算定期間における自己資本利益率は2.65%とした。

(単位:百万円)

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1. 設備管理運営費	2,895	2,939	2,764	2,513	2,315
2. 他人資本費用	62	62	61	58	55
3. 自己資本費用	142	144	141	133	126
4. 利益対応税	89	90	88	75	71
5. 原価(1+2+3+4)	3,188	3,235	3,054	2,779	2,567

レートベース	10,101	10,226	10,054	9,477	8,982
有利子負債以外の負債の額	734	743	731	689	653

芯線数(千芯)	2,656	2,897	3,121	3,303	3,476
---------	-------	-------	-------	-------	-------

料金(円/芯・月)	100	93	82	70	62
-----------	-----	----	----	----	----

I. 設備管理運営費

(単位:百万円)

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
営業費	0	0	0	0	0
施設保全費	221	226	229	229	228
共通費	167	171	173	173	172
管理費	103	105	106	106	105
試験研究費	214	236	138	111	108
通信設備使用料	1	1	1	1	1
租税公課	152	154	152	143	135
減価償却費	2,014	2,024	1,943	1,729	1,546
固定資産除却費	22	22	22	21	20
(再)除却損	9	9	9	9	9
合計	2,895	2,939	2,764	2,513	2,315

算定方法
—
前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味
前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味
前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味
前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味
前年度値×取得固定資産伸び率
前年度値×正味固定資産伸び率
FTMは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
FTMは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
FTMは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率

II. 固定資産

(単位:百万円)

		平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
機械設備	FTM	28,446	30,484	32,180	33,313	34,309	前年度値＋当年度取得固定資産－除却額
		5,268	5,277	5,023	4,377	3,823	前年度値＋当年度取得固定資産－減価償却費(当年度取得資産分は半稼動)－除却損
	電柱	0	0	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		0	0	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
土木	その他	243	249	254	258	261	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		37	38	39	40	41	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
建物		0	0	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		0	0	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
構築物		11,210	11,479	11,704	11,894	12,049	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		2,967	3,038	3,098	3,148	3,189	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
無形固定資産		958	981	1,000	1,016	1,029	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		150	154	157	160	162	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
その他		307	315	321	326	330	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		65	67	68	69	70	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
合計		1,695	1,736	1,770	1,799	1,822	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		1,425	1,459	1,488	1,512	1,532	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		42,859	45,244	47,229	48,606	49,800	
		9,913	10,033	9,873	9,306	8,817	

Ⅲ. 需要

(単位:千芯)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
光サービス芯線数	2,656	2,897	3,121	3,303	3,476
フレッツ光	2,176	2,328	2,473	2,567	2,653
ダークファイバ	376	473	558	653	746
シングルスター	311	354	398	446	496
シェアドアクセス	65	119	160	207	250
専用線等	104	96	89	83	77

- ・フレッツ光については、下表の契約数に基づき、
ファミリータイプ：8ユーザまでごとに1芯を使用
マンションタイプ：ミニ・・・1棟(最大8ユーザ)あたり1芯を使用
ミニ以外・・・光配線方式は32ユーザ、VDSL方式は16ユーザまでごとに1芯を使用
ベータシック：1ユーザで1芯を使用
- ・ダークファイバについては、
シングルスター方式：平成25年度は直近3年間ににおける最大の純増数と同数とし、以降は、直近3年間の状況を踏まえて、毎年度、純増数が増加するものとして算定
シェアドアクセス方式：平成25年度上期実績の2倍を毎年度の純増数をベースに、新規参入需要等を個別に織り込んで算定
- ・専用線等については、平成24年度の対前年減少率(▲7.4%)で推移

(単位:万契約)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
フレッツ光年度末契約数	755	805	855	905	955
純増数	34	50	50	50	50

(別添3)

光信号主端末回線伝送機能予測原価総括表

1. 料金単位 光信号主端末回線伝送機能(加入者回線)

2. 原価算定期間 平成26年4月～平成28年3月(3年)とする。

3. 算定方法 料金算定期間における自己資本利益率は2.65%とした。

(単位:百万円)

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1. 設備管理運営費	82,619	87,770	89,490	90,857	92,039
2. 他人資本費用	3,896	4,033	4,041	4,038	4,034
3. 自己資本費用	8,992	9,309	9,326	9,319	9,309
4. 利益対応税	5,606	5,803	5,814	5,238	5,233
5. 原価(1+2+3+4)	101,113	106,915	108,671	109,452	110,615
レートベース	639,045	661,550	662,768	662,250	661,568
有利子負債以外の負債の額	46,455	48,091	48,180	48,142	48,093
6. 加算料相当コスト	4,094	4,476	4,828	5,115	5,347
7. 加算料相当コスト控除後原価	97,019	102,439	103,843	104,337	105,268
芯線数(千芯)	2,654	2,895	3,119	3,301	3,474
料金(円/芯・月)	3,046	2,949	2,774	2,634	2,525

(参考)

加算料相当コストの算定

(1) 接続料の算定に使用した稼働芯線数

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①負担金なしサービス	2,624	2,869	3,095	3,279	3,454
②専用線等	72	69	64	59	55
③フレッツ光	2,176	2,328	2,473	2,567	2,653
④ダークファイバ(他事業者利用分)	376	472	559	653	746
⑤負担金ありサービス	30	26	24	22	20
⑥計	2,654	2,895	3,119	3,301	3,474

(2) 加算料相当コストの算定

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
⑦加算料コスト(①×各年の加算料×12ヶ月)	4,094	4,476	4,828	5,115	5,347

I. 設備管理運営費

(単位:百万円)

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
営業費	0	0	0	0	0	—
施設保全費	18,904	21,714	22,667	23,528	24,297	<故障修理・工事施工> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味(H25は配賦見直し影響を加味) <電柱・土木> 前年度値×契約者数変動率の伸び率に効率化率を加味 <故障受付・ソフトウェア> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味 <上記以外> 前年度値×上記支出額変動率の伸び率に効率化率を加味
共通費	1,743	2,007	2,133	2,253	2,366	前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
管理費	2,811	3,249	3,442	3,624	3,795	前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
試験研究費	3,045	2,566	2,417	2,263	2,163	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味
通信設備使用料	4	4	4	4	4	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	11,129	12,114	13,039	13,964	14,883	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	41,363	42,304	41,813	41,109	40,308	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	3,621	3,812	3,975	4,112	4,223	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	677	715	747	775	799	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	82,619	87,770	89,490	90,857	92,039	

II. 固定資産

(単位:百万円)

		平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
線路設備	光ケーブル	1,130,822	1,199,898	1,243,700	1,281,090	1,313,974	前年度値＋当年度取得固定資産－除却額
		387,419	383,677	357,579	329,458	301,292	前年度値＋当年度取得固定資産－減価償却費(当年度取得資産分は半稼動)－除却損
	電柱	136,213	152,545	170,199	188,158	206,113	前年度値×契約者数変動率
		59,707	66,866	74,605	82,477	90,347	前年度値×契約者数変動率
	その他	23,333	24,119	24,568	24,932	25,238	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		4,583	4,737	4,825	4,896	4,956	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
土木	取得固定資産	704,022	788,433	879,680	972,502	1,065,303	前年度値×契約者数変動率
	正味固定資産	144,076	161,350	180,023	199,019	218,010	前年度値×契約者数変動率
建物	取得固定資産	34,890	36,047	36,720	37,268	37,726	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	9,536	9,852	10,036	10,185	10,310	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
構築物	取得固定資産	2,955	3,053	3,110	3,157	3,196	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	463	478	487	494	500	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
無形固定資産	取得固定資産	41,339	42,404	43,228	43,917	44,482	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	7,638	7,840	7,992	8,119	8,222	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
その他	取得固定資産	22,477	23,213	23,647	24,001	24,296	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	15,713	16,225	16,529	16,777	16,984	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
合計	取得固定資産	2,096,051	2,269,712	2,424,852	2,575,025	2,720,328	
	正味固定資産	629,135	651,025	652,076	651,425	650,621	

